

778.2
D25
⑦

778. 2-D25ㄅ



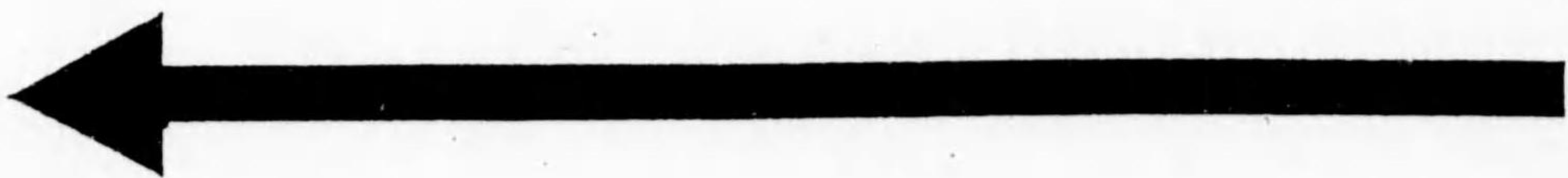
1200500752738

大日本映畫事業聯合會事業誌

同會編



始



932
281

和十七年四月三十日

大日本映畫事業聯合會事業誌

(附·大日本活動寫真協會事業概要)

(以印刷代謄寫)

778.2
D25



大日本映画事業聯合會事業誌

(附·大日本活動寫真協會事業概要)



發行所寄贈本

緒言

大日本映畫事業聯合會は五月一日を以つて財團法人大日本映畫協會に合流することになつた。昭和十五年二月二十八日、呱呱の聲を擧げてより今日まで、僅に二年二ヶ月を算えたるにすぎないが、この間に於ける日本帝國の一大躍進は、滄桑の變も嘗ならざるものがあつた。則ち日支事變の硝煙熄まぬ昭和十六年十二月八日、畏くも米英膺懲の大詔を拜し忠誠勇武なる帝國皇軍は、忽ち南方全域を席卷、米英百年に渉る東亞侵略の牙城を、次ぎ踵ぎに粉砕して、光輝ある日本帝國の皇威を中外に宣揚しつゝある。

その間にあつて、わが映畫事業の形態もまた國運の伸張に應じて、文字通り百八十度の大旋回を敢行したのである。この轉換の究極は「映畫百年の大計」確立に、その意義のあつたことは云ふまでもないが、而し吾人は、わが映畫事業が今日まで辿り來た蜿蜒四十年の行程を、これを無爲に忘却することがあつてはならない。凡ての事業が、健全なる發展を遂げる礎は、この雌伏の間にこそ培はれ育くまれるのを常とするからだ。

顧みれば、聯合會の存立は、歲月の上に於ても眞に一夢の間にすぎなかつたが、その間に當面した問題は、決して尠くはなかつた。日本映畫史上に特筆さるべき「新體制問題」を初めとして、なほ容易に十指を屈することが出来るのである。

聯合會が今日解散するに當つて、極く大雜束ではあるが、その足跡を修しおくことも、映畫界の明日に無益ならざるべきを信じ、茲に小冊子を編みて會員苦節の歷程を記し、併て格別なる御支援を賜つた諸彦各位に對し、深甚なる感謝の意を表明する次第である。

昭和十七年四月三十日

編者誌

大日本映畫事業聯合會事業誌目次

一、大日本映畫事業聯合會の設立	(昭和十五年)……………一
一、映畫新體制案の發表前後	(昭和十六年)……………一〇
一、映畫新體制確立後の現勢	(昭和十七年)……………一六
映畫界の新分野——東寶映畫株式會社——松竹株式會社——大日本映畫製作株式會社——社団法人映畫配給社——文化映畫統合問題——映寫機資材配給の現狀	
一、映畫新體制問題日誌	(自昭和十六年八月至昭和十七年四月)……………三三
一、製作制限と興行時間の短縮	(昭和十五年)……………三六
一、生フィルム制限	(昭和十五年)……………三五
一、社団法人日本映畫社の設立とニュース映畫の指定上映	(昭和十五年)……………六六
一、情報局の設置と映畫法の改正	(昭和十五年)……………六六
一、財團法人大日本映畫協會の改組と大日本映畫事業聯合會の解散	(昭和十七年)……………七七
一、大日本活動寫眞協會の事業概要	(自大正十四年設立至昭和十四年解散)……………三三

設立の動機——大日本活動寫眞協會定款——設立當時の會員會社——檢閱事務の統一——御大喪儀謹寫眞組織——
檢閱手数料撤廢運動——日本最初のトーキー出現——興行時間の統一——興行税輕減運動——映畫著作權の確立
——小型映畫の檢閱實施——映寫技士に試験制度——映畫統制委員會設置——トーキーの出現と爭議頻發——俳優
引拔戰の展開——従業員雇傭協定締結——樺太廳有料檢閱の撤廢——十日前申請の實現——上映許諾書使用認可
——入場免稅點の引上運動——鐵鋼制限令の緩和運動——北支滿洲映畫視察團組織——毛布獻納運動提唱——映畫
法發布——解散當時の會員會社

(自大正十四年七月………至昭和十七年四月)……………

六、事業年表

(イ) 大日本活動寫眞協會時代

(ロ) 大日本映畫事業聯合會時代

(關 西 支 部)

一、後記

——以上——

大日本映畫事業聯合會の設立

昭和十五年二月、所謂六社聯盟(日活、大都、極東、松竹、新興、全勝)と東寶との圓滿握手がなり、久しきに涉つて騒然たりしが映畫界は、こゝに一轉して忽ち明朗化を告げるに至つた。業者の間には之れを絶好の機會として全映畫事業家を打つて一丸とする親睦協調機關を結成すべしとの議が擡頭した。それには嘗ては六社聯盟の加盟團體であつた大日本活動寫眞協會(大正十四年創立)を母體として結成準備を進めることが便宜であることに話が纏り、城戸(松竹専務)大橋(東寶専務)兩氏が世話人となつて同志糾合に奔走したる結果、欣然参加を快諾し來るもの、劇映畫製作會社千社、文化映畫製作會社七社、映寫機製作會社四社、機材及び生フィルム關係會社四社、合計二十五社の多數に及び、茲に於いて名實共に全映畫事業家を網羅する一大團體は出現される運となつた。
纏て二月十六日、第二回設立準備打合會を丸ノ内中央亭に開催したが、開會後發會式に變更するなど、なごやかなる進展を見せた。出席者は次の如し(順不同)

日本活動寫眞株式會社(岡庄五、藤田周造、大藏貢、山中鎌造、松田正雄) 東寶映畫株式會社(植村泰二、大橋武雄、森岩雄、金指英一、武山政信) 松竹株式會社(城戸四郎、大谷博、井上重正、齋藤爲之助、千葉吉造) 新興キネマ株式會社(白井信太郎、野村新、永田雅一、六車修、高橋悟郎) 大都映畫株式會社(河合徳三郎、鶴田孫兵衛) 極東キネマ株式會社(籤中政一郎、藤崎藤園) 全勝キネマ株式會社(三木已多治) 富士寫眞フィルム株式會社(小林節太郎代理) 株式會社長瀬商店同極東現像所(小倉壽三代理) 株式會社ローラー・コンパニー(杉本壽二) ビクターローヤル株式會社(堀熊三郎代理) 朝日映畫製作株式會社(眞名子兵太) 南旺映畫株式會社(長原芳郎、宮越

高良) 合資會社橫濱シネマ商會(佐伯永輔) 合資會社K S トーキョー製作所(兒島英一) この席上に於いて、設立準備に奔走したる城戸、大橋兩氏より本會設立までの経過報告があり、本日の會合を直ちに發會式とすべきやを諮りたるに滿場異議なく發會式となすことに一決、會名を議し「大日本映畫事業聯合會」と銘名、創立趣意書並に定款起草委員には左記八氏を擧げて發會式を終了した。(順不同)
眞名子兵太(朝日映畫) 杉本壽二(ローラー・コンパニー) 城戸四郎(松竹) 岡庄五(日活) 鶴田孫兵衛(大都) 金指英一(東寶) 小林節太郎(富士フィルム) 藤崎藤園(極東)
右委員は十九日築地「河庄」に起草委員會を開催、創立趣意書並に定款の決定を見たので、二十八日銀座交殉社に創立總會を開催、役員其他を決定した。
既にして準備萬端滞りなく整つたので、從來の麴町區有樂町邦樂座内の大日本活動寫眞協會の事務所では映隘を感じる處となり、京橋區新富町松竹新館に移轉、次の如き設立の抱負を掲げて「映畫の國家的使命完遂」に、華々しく、而も力強い誕生の第一歩を踏み出したのであつた。

△創立趣意書

聖戰四年、支那事變漸く處理の段階に入らんとし、國家上下を擧げて各々其の責務益々重きを感じるの秋、我等映畫事業者も亦一層其感を深ふするものなり。
惟ふに映畫の國民文化に寄與する處大なるは論を俟たざるも、事變を契機として國家的認識を確立したるは、吾人の欣快とするところなり。

茲に紀元二千六百年を迎へ映畫法の實施せらるゝに當り、我等相寄り「大日本映畫事業聯合會」を設立し、共存共榮、以て映畫の質的向上を圖り、世界に進展すると共に、國家的使命の完遂を期せんとす。

昭和十五年二月二十八日

△大日本映畫事業聯合會定款

第一章 總 則

第一條 本會ハ大日本映畫事業聯合會ト稱シ本部ヲ東京市ニ支部ヲ必要ノ地ニ置ク

第二條 本會ハ大日本帝國ノ領土内ニ於テ映畫ノ製作、及ビ配給其他映畫ニ關係アル事業ヲ營ム者ヲ以テ組織ス

第三條 本會ニ加盟スルモノハ加盟金トシテ金壹百圓也ヲ納ムルモノトス

第二章 目 的

第四條 本會ハ我國映畫事業ノ向上發展ニ必要ナル左ノ事業ヲ遂行スルト共ニ會員相互ノ親睦結合ヲ圖ルヲ以テ目的トス

- 一、官廳及ビ映畫關係諸團體トノ聯絡、交渉ニ關スル事項
- 一、映畫事業ノ向上發展ヲ企圖スルニ必要ナル事項
- 一、映畫事業ニ必要ナル諸般ノ調査及統計ニ關スル事項
- 一、會員間ノ諸協定ニ關スル事項
- 一、其他本會ノ目的遂行ニ必要ナル一切ノ事項

第三章 會員及會費

第五條 會員ハ會社（個人ヲ含ム）以下同ジノ代表者ヲ以テ之ニ充テ、會費トシテ毎月一口（金參拾圓也）以上ヲ拂込ムモノトス

第六條 會員ハ加盟金ヲ納付シ會員名簿ニ登錄シタル時ヨリ其効力ヲ生ズ

第七條 會員ニシテ本會ヲ脱退セントスルトキハ其旨ヲ理事長ニ届出ヅルモノトス但シ脱退者ニ對シテハ加盟金及ビ既納會費ヲ返還セズ

第八條 本會ニ入會セントスルモノハ會員二名以上ノ紹介ヲ要シ理事會ノ承認ヲ經ルモノトス

第九條 會員ニシテ定款又ハ決議事項ニ違反シ本會ノ體面ヲ毀損スル行爲アリタル時或ハ會費滯納三ヶ月以上ニ及ブ者ハ理事會ノ決議ニヨリ除名又ハ懲戒スルコトアルベシ

第四章 役員及職員

第十條 本會ニ左ノ役員及職員ヲ置ク

理事七名以内（以上役員）

主事、書記、雇員、傭員各若干名（以上職員）

第十一條 理事ハ總會ニ於テ會員ヨリ之ヲ選舉ス

第十二條 理事ハ互選ヲ以テ理事長一名、常務理事一名、會計監督理事一名ヲ定ム

第十三條 理事長ハ會務ヲ總攬シ本會ヲ代表シ總會、理事會ノ議長トナル

理事長事故アル場合ハ常務理事之ヲ代理ス

常務理事ハ理事長ヲ輔佐シ本會ノ常務ヲ處理ス

會計監督理事ハ本會ノ會計ヲ監督ス

書記以上ノ職員ノ任免ハ理事會ニ於テ之ヲ行フ

第十四條 理事會ノ決議ニヨリ本會ニ名譽會長及ビ顧問若干名ヲ置クコトヲ得

第十五條 理事ノ任期ハ滿一ケ年トス

但シ任期ガ其ノ最後期ニ於ケル定時總會前ニ滿了スルトキハ其定時總會ノ終結ニ至ルマデ之ヲ伸張ス

第十六條 理事ハ總會ノ決議ニヨリ報酬ヲ受クルコトヲ得

第五章 會議

第十七條 本會定時總會ハ毎年四月之ヲ開ク

第十八條 本會ハ毎月一回以上理事會ヲ開キ主要事項ヲ議定ス

尙、理事會ニ於テ必要ト認メタル場合ハ専門委員ヲ招集スルコトヲ得

第十九條 理事會ノ議決ハ理事總員三分ノ二以上ノ出席ヲ要シ出席理事二分ノ一以上ノ同意ヲ要ス

第二十條 本會ノ臨時總會ハ必要ニ應ジ理事長之ヲ招集ス

總會ノ議決ハ會員總數三分ノ二以上ノ出席ヲ要シ、出席會員ノ過半數ニヨツテ決定ス

第二十一條 會員ハ必要ニ應ジ會員總數ノ三分ノ一以上ノ賛成ヲ得テ臨時總會ノ招集ヲ理事長ニ請求スルコトヲ得

第二十二條 理事ニ缺員ヲ生ジタルトキハ補缺選舉ヲ行フ

但シ會務執行上差支ナキトキハ次ノ總會マデ之ヲ延期スルコトヲ得

補選セラレタルモノノ任期ハ前任者ノ任期ニヨル

第六章 會 計

第二十三條 本會ノ會計年度ハ四月ヨリ翌年三月マデトシ毎年定時總會ニ之ヲ報告ス

第二十四條 本會ノ金銭ハ會計監督理事監督ノ下ニ事務代表者之ヲ管理ス

附 則

第二十五條 本會ノ解散又ハ定款ノ變更ハ總會ノ決議ニ依ルモノトス

第二十六條 定款ニ違反セザル範圍ニ於テ理事會ノ承認ヲ經テ支部ノミニ適用セシムル規定ヲ作成スルコトヲ得

以 上

聯合會の機構は、全般を監督統轄する理事會の下に製作部會、營業部會、宣傳部會、文化映畫部會が設けられ、各部會とも定例に月一回開催する他必要に應じて適宜部會を招集してそれらの關係事項を協議し或は研究検討を遂げることとした。因に設立當時に於ける會員會社並に役員、各部會委員は次の如くであつた。(イロハ順)

△會員會社

日本活動寫眞株式會社、日本光音工業株式會社、東寶映畫株式會社、東京發聲映畫製作所、理研科學映畫株式會社、株式會社ローライコンパニー、株式會社長瀬商店、株式會社極東現像所、株式會社藝術映畫社、株式會社小西六、大都映畫株式會社、寶塚映畫製作所、南旺映畫株式會社、富士寫眞フィルム株式會社、富士スタジオ、合資會社精機製

作所、合資會社トキー製作所、合資會社横濱シネマ商會、朝日映畫製作株式會社、極東キネマ株式會社、松竹株式會社、新興キネマ株式會社、ビクターローヤル株式會社、R・C・A、フォトフォン部、全勝キネマ株式會社。

△役員會社 (理事會委員)

理 事 長	松竹株式會社代表專務取締役	城 戸 四 郎
常 務 理 事	東寶映畫株式會社代表專務取締役	大 橋 武 雄
會計監督理事	株式會社ローライコンパニー代表東京支社長	杉 本 壽 二
理 事	日本活動寫眞株式會社代表副社長	岡 庄 五
理 事	大都映畫株式會社代表專務取締役	河 合 龍 齊
理 事	朝日映畫製作株式會社代表專務取締役	眞 名 子 兵 太
理 事	新興キネマ株式會社代表常務取締役	野 村 新

△製作部會委員

幹 事	新興キネマ株式會社大泉撮影所長	六 車 修
	日本活動寫眞株式會社多摩川撮影所長	芦 田 勝 至
	東寶映畫株式會社製作部長	森 岩 雄
	大都映畫株式會社梟鳴撮影所次長	越 鹽 正 夫

七

松竹株式會社大船撮影所製作部長
南旺映畫株式會社
東京發聲映畫製作所長

池田義信
長正路
重宗和仲

△營業部會委員

幹事

松竹株式會社映畫部長
松竹株式會社映畫部次長
東寶映畫株式會社配給部長
東寶映畫株式會社
南旺映畫株式會社
日本活動寫真株式會社營業部長
大都映畫株式會社營業部長
極東キネマ株式會社東京支社長
新興キネマ株式會社營業部長
全勝キネマ株式會社

大谷博
淺尾忠義
佐生正三郎
石田建
林英太郎
戶島藤三郎
鶴田孫兵衛
藤崎藤園
小山直矢
三木己多治

△宣傳部會委員

幹事

松竹株式會社宣傳部長
日本活動寫真株式會社宣傳部長
東寶映畫株式會社宣傳部長
大都映畫株式會社宣傳部長
新興キネマ株式會社宣傳部長

細谷辰雄
永田春雄
森滿二郎
肆谷純三
野田順一

△文化映畫部會委員

幹事

株式會社藝術映畫社
富士スタジオ
日本活動寫真株式會社
日本光音工業株式會社
東寶映畫株式會社
理研科學映畫株式會社
株式會社長瀨商店
株式會社小西六
大都映畫株式會社
合資會社KSTOキー製作所

大村英之助
小畑敏一
芦田勝至
西村正美
坂上敏雄
渡邊俊平
島崎清彦
中村正俊
關口政男
兒島英一

合資會社横濱シネマ商會

朝日映畫製作株式會社

松竹株式會社

新興キネマ株式會社

南旺映畫株式會社

飯田光治

大町敏盛

森脇達夫

今村貞雄

林英太郎

尙事務局職員は主事笠原嘉守の下に會議の記録には櫻岡滋弘が、調査統計には江畑茂夫が、會計には石山彰吾がそれ、分擔寡數なれど事務は圓滑に遂行、關西支部は京都市中京區河原町三條下ル昭和ビル内に事務所を置き主事は中西一花、事務には川合光子が當つた。また本部事務所は新富町は幾月もゐずして丸ノ内一ノ八に移轉、解散するまで一切の問題は此處に於いて處理したのであつた。

映畫新體制案の發表前後

昭和十五年、所謂七・七禁令の發布を機に映畫檢閲の強化となり、八月には劇映畫の製作制限が、十一月には生フィルム配給制限が、いづれも映畫事業にとつては致命的な問題が相踵いで起り、映畫界は文字通り無氣味な風雲を孕んだまゝ、兎に角十五年を送り、聽て試練の十六年を迎へたのであつた。

果して昭和十六年八月十六日に至り、城戸、大橋の兩氏は財團法人大日本映畫協會常務理事の資格に於いて、非公式に情報局の招致を請け、川面部長より『フィルムは物動計劃にはいつてゐないので、今後諸君に渡すフィルムは一呎もない』と云ひ渡された。これがわが映畫企業四十年史に大轉換を齎らした所謂映畫新體制への開幕であつた、公

式には越えて十八日、映畫協會で開かれた定例常務理事會に於いて

山川専務理事、唐澤常務理事、岸田理事、不破情報局二課長、中野内務事務官、三橋文部省社會教育官、城戸松竹専務、植村東寶社長、大橋東寶専務

の各理事の間で話合が進められ、業界側と官廳側の意見が完全に一致をみたので、こゝにわが映畫界は空前の轉換に向つて徹底的な改革を進めることになつたのである。この會合の席上で官廳側は、現在のフィルムその他の資材状況を詳細に説明したのち『こゝに至つては最早一映畫製作會社の問題ではなく、製作全體が國家目的に即應するものでなくてはならない。文化財の彈丸ともいふべき映畫に、一發の不發彈もなくなる體制を整へることが急務である』ことを要望したのである。既にこの情勢の來るのを察知して、豫め對策を練つてゐた事業界側では、更らに製作、配給、興行の三方面から一層の檢討を加へた上で、近日中に徹底的な改革案を提出することを約して、この會合は一先づ散會したのである。

一方、大日本映畫事業聯合會では同日直ちに劇映畫製作會社五社代表を招集して緊急會議を開催、城戸理事長より詳細なる事情の説明があつて改革答申案作成の協議に移つたのである。(出席者順不同)

松竹(城戸、大谷)東寶(大橋、岡)新興(波多野、永田、六車)日活(藤田、大蔵)大都(河合、薦野)

答申案作成の協議は、更らに二十一日二十二日と午前十時より午後夜に涉つて進められたが、漸く二十二日の深更に至つて決定を見、翌二十三日午前十時に業者代表は情報局を訪問、川面部長に次の如き答申案を提出した。

△業界側答申案全文

八月二十二日、日活、東寶、大都、新興、松竹ノ各社代表委員ハ慎重協議ノ結果、現下ノ非常時ニ於テ映畫界ノ臨戰體制ヲ樹立シ映畫ヲ以テ國策ニ全幅ノ協力スベク、左ノ如ク意見ノ一致ヲ見タリ。

- 一、重要産業統制會ニ準據シタル映畫統制會ヲ設置シ、當局ノ監督下ニ置ク
- 一、統制會ハ業者並ニ關係團體ヲ以テ組織ス
- 一、統制會ノ役員ハ左ノ如シ

會長	一名
副會長	二名
理事	若干名

- 一、統制會ノ會長ニハ、人物識見共ニ官民ノ信頼シ得ル一流人物ヲ推舉ス
- 一、統制會ノ會員ハ統制會ノ組織、事業、運用並ニ當面ニ於ケル業界ノ整備等一切ノ問題ヲ舉ゲテ會長ニ一任シ、其ノ裁斷ニ服シ異議ナキモノトス
- 一、統制會ハ大要左ノ事項ヲ取扱フモノトス
 - イ、映畫製作ニ關スル統制
 - ロ、映畫配給機構統制
 - ハ、映畫事業ニ必要ナル物資配給統制
- 一、業界ノ推舉スル役員左ノ如シ
 - 會長 後藤文夫氏

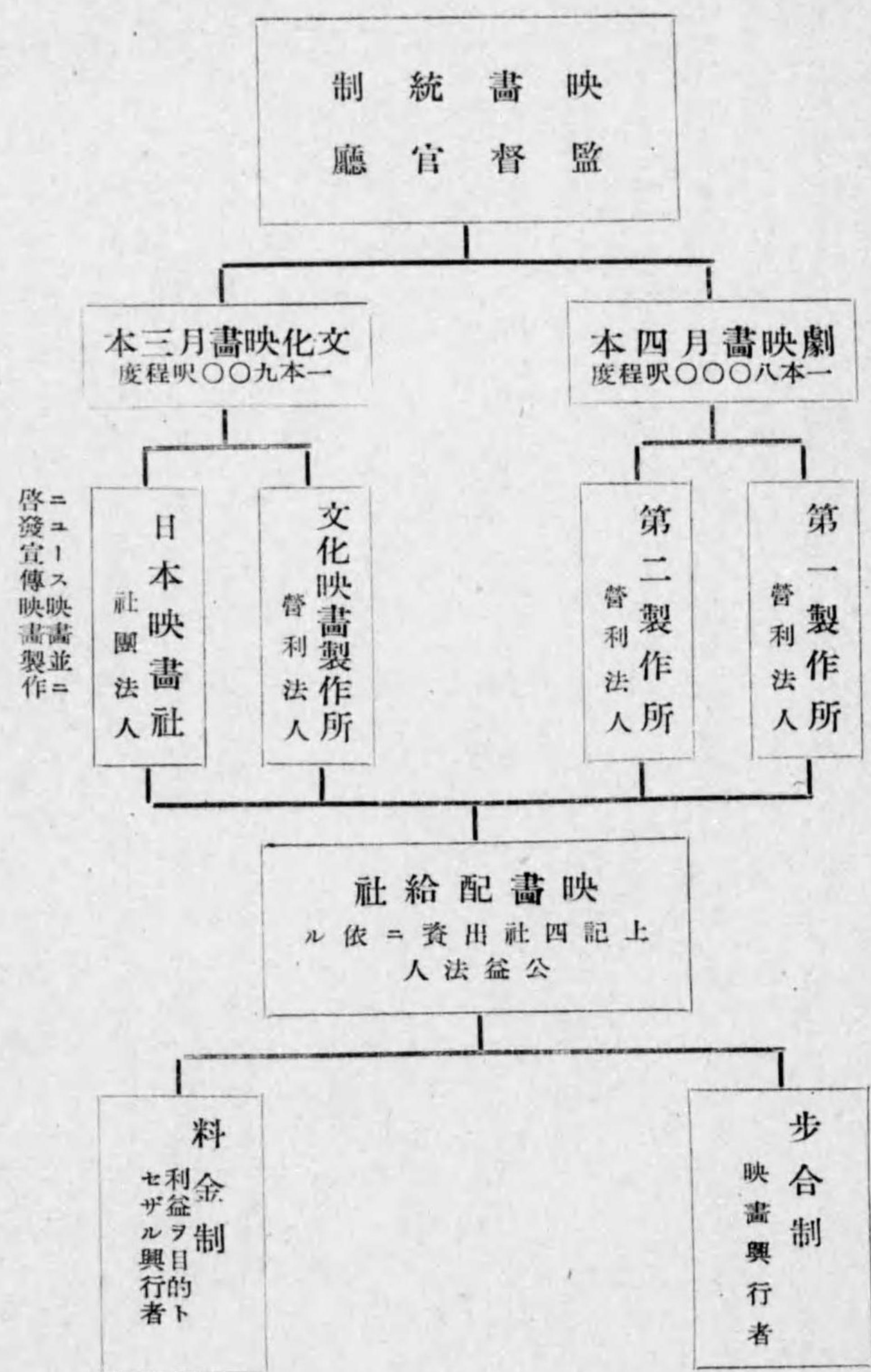
副會長 唐澤俊樹氏
 〃 山川建氏

その後、業者の提出した答申案につき、検討を重ねた情報局は、二十五日業者代表を招致して『今日の急迫した事態に於て映畫統制會の設置は新體制の一つの手段であつて、直ちに實行に移すには生温い』との理由で業者案は保留の形となり、次の如き官廳案が提示されたのである。これに對し業者代表は、業界の實情に照し慎重検討を加へた上で回答する旨を述べ退出した。

△官廳案要綱

- 一、劇映畫製作社（營利法人）二社、製作本數月四本、プリント五十本
- 一、文化映畫製作社（營利法人）一社
- 一、日本映畫社は改組擴大し文化、啓發宣傳、時事映畫を製作、文化、時事映畫の配給は分離す
- 一、以上二社で製作する文化映畫は月四本、プリント五十本
- 一、前記四製作社の出資になる配給機關（公益法人）を設置、配給機構は一元化し劇、文化啓發宣傳時事各映畫及び原則として外國映畫の配給も一切之に移す
- 一、興行機構は高度の公益性をもたすように指導
- 一、映畫館には歩合制を、非營利性上映には一本貸制を採用す
- 一、官廳映畫は陸、海軍以外は廢止す

案廳官たし表發に初最



茲に於いて先に提出した業者の答申案と官廳案とは、完全に對立するかの雲行を呈して來たが、この問題が表面化して以來、たゞ舊に新體制確立への熱情を傾けて、文字通り折柄の苦熱と闘ひ、連日連夜、不眠不休の敢闘を持續し來つた業者側も、業者の企圖した改革案と官廳案との間隔を接近さすには、相當の困難と日時とを要することを豫測したので、聯合會内に「劇映畫製作五社臨戰體制確立協議會」を設け、一方會社内部の動搖を慮はかつて「各員は流言蜚語に惑はされず會社首腦部を信頼して其職に精勵せよ」との意味の諒告文を作成するなど、所謂背水の陣を整へて官廳案の遂條検討を爲すこととなつたのである。

臨戰體制確立協議會委員は松竹（城戸四郎、大谷博）東寶（大橋武雄、岡庄五）新興（波多野敬三、永田雅一）大都（河合龍齋、薦野直實）日活（藤田周造、大藏貢）の十氏で官廳との連絡には永田委員長及び河合委員が當ることになり、八月二十六日より連日協議は重ねられたのである。（詳細は新體制問題日誌を御参照下さい）尙前記代表委員の他に製作、配給、興行方面の検討に就いては、會議の進行に應じて隨時左記の諸氏も參刺したことは云ふまでもなく。

東寶（植村泰二、森岩雄、佐生正三郎）松竹（井上重正、千葉吉造、淺尾忠義）新興（白井信太郎、野村新、六車修）日活（森田佐吉）大都（阿部辰五郎、鶴田孫兵衛）

斯くて検討の結果「會社の統合には異義はないが、月四本の製作では今後映畫界を圓滑に運用することは困難である」との意見が大勢を支配し、當局に對し「官廳案」の全面的修正を要望することに決し、議事進行上城戸、大橋、河合を委員とする小委員會を設け、五社各自の希望意見を一旦小委員會で整理し、これに基き三小委員の手で「修正希望案」を作成する段取りとなつたが、希望意見を提出したのは四社のみで遂に總意的意見は纏らず、己むなく各社

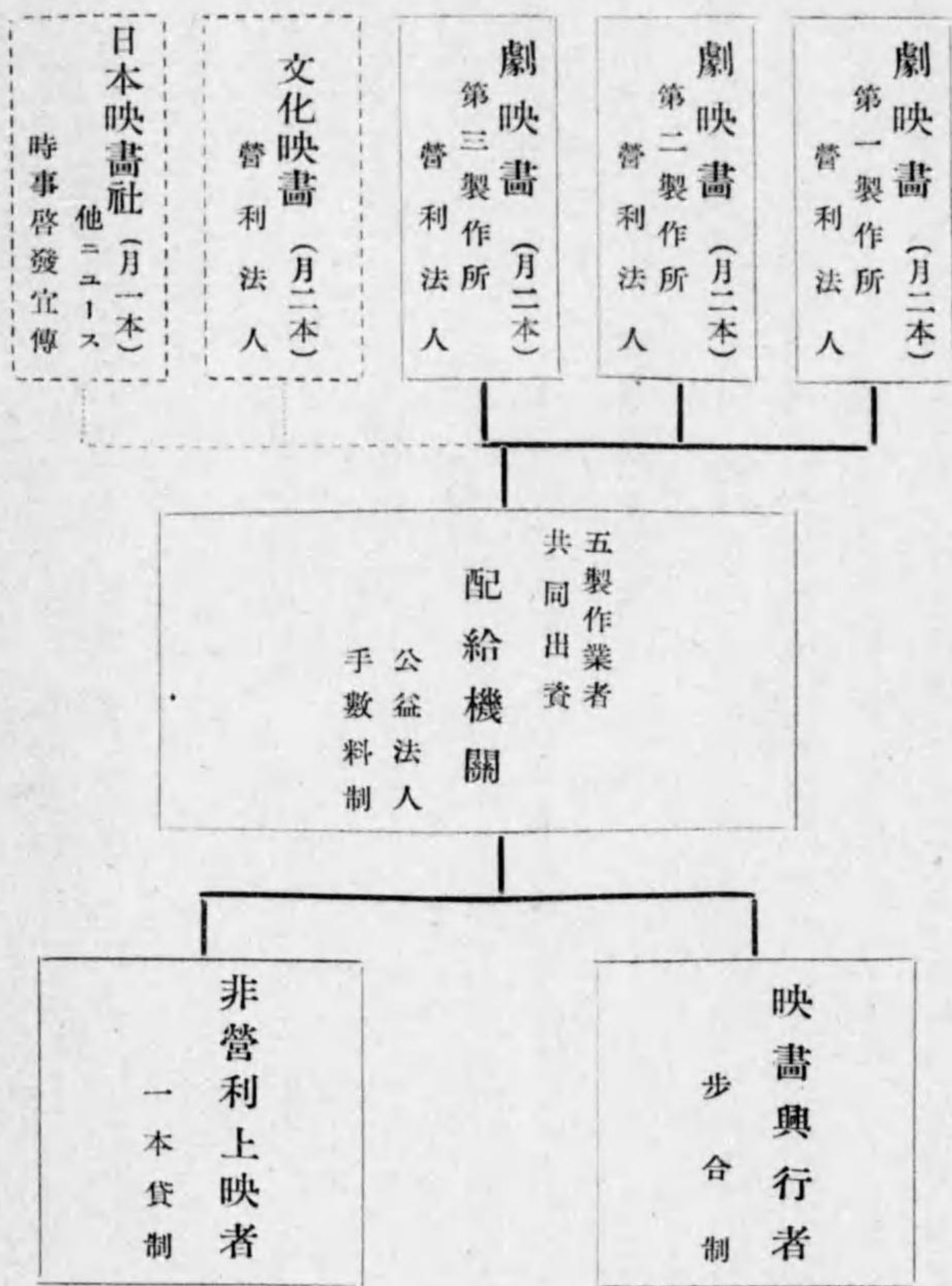
原案のまゝ無記名にて提出することとなり、九月一日永田、河合兩委員は情報局に川面部長を訪問手交した。
 これより先き、業者側の提出した原案を中心として官民懇談會の開催となり、九月四日神田一ツ橋學士會館で開かれたのを皮切りに六日第二次を同所で、第三次は八日「銀座Aワン」で、十日第四次を岸記念會館で連続的に懇談を重ねた結果、十九日岸記念會館に於ける最後の會見に於いて、當局は最初に發表した案に修正を施した『第二次案』を業者側に提示したのである。その翌二十日、業者側代表委員は聯合會會議室に參集、「第二次案」に對して慎重協議した結果、満場一致を以つて「第二次案」に全面的協力を爲すことに決定、直ちに五社代表委員は情報局を訪問、正式承認の旨を傳へたのである。茲にわが映畫事業史に一大エポックを劃する新體制の根幹は遂に確立を見るに至つたのである。實に三十六日間の陣痛であつた。

△決定した第二次案

- 一、劇映畫製作會社を三社とし營利法人とする。
 註、原案では二社であつたが、資本系統の實情、映畫の多彩性を生かし、實際問題として整理統合の圓滑を期する等の點から三社に落つたもの
- 二、製作本数は六本として一社毎月二本宛としプリントは三十本程度、長さ八千呎NG平均十割位のものとする。
 註、原案では四本、プリント五十本となつてゐたが、官廳側で確保し得る資材の範圍内で戦時下の映畫による啓發宣傳に資するとともに、銃後國民に健全なる娛樂を與へ、國民士氣の昂揚を圖るために六本のヴァラエテを持たせたもの
- 三、配給機構は一元化し公益法人とする。

註、原案のまゝ、文化財の普及を第一義とする公益的管理の建前から映畫の配給業者が製作と興行の中間にあつて、その兩者の關係を調整しながら營利を離れて公平且つ圓滑なる配給を行ふため一元的な公益法人としたもの
 尙、文化映畫及び日本映畫社に就いては、こゝでは觸れなかつた。

映畫戰體制系圖



映畫新體制確立後の現勢

新体制の根幹の決定を見た情報局は、その實行を促進すべく「劇映畫會社統合實行協議會」と「映畫配給機關設立準備協議會」とを設置して、左記委員を擧げ兩者併行的の實現を圖ることになつたのである。(順不同敬稱略)

△劇映畫會社統合實行協議會委員

委員長川面隆三、委員不破祐俊、伊奈信男、中野敏夫、中村新一、松浦晋、山川建、岸田國士、城戸四郎、井上重正、増谷麟、大橋武雄、永田雅一、波多野敬三、吉岡重三郎、加賀二郎、河合龍齋、安部辰五郎

△映畫配給機關設立準備協議會委員

委員長川面隆三、委員不破祐俊、松浦晋、三橋逢吉、中野敏夫、山川建、岸田國士、古野伊之助、金指英一、大谷博、千葉吉造、佐生正三郎、岡庄五、野村新、風間健治、薦野直實、眞名子兵太、辻二郎

劇映畫會社統合實行協議會は十月十五日に、映畫配給機關設立準備協議會は二十一日に、それ／＼情報局に於いて第一次協議會が開かれ、またこれと併行して第一次文化映畫官民懇談會が二十四日から開催されるなど、文字通り官民協力して新體制實現に邁進したのである。

やがて十月末に至り劇映畫會社に於いては松竹は興亞映畫を、東寶は南旺、大寶、東發の三社を傘下に吸収することにし、また第三系は小委員會を設けて協議を進めた結果、新興、大都、日活(製作部門のみ参加)が併合新會社

を設立することになり、十二月十三日名稱も「大日本映畫製作株式會社」と決まり、その大綱の正式發表を見るに至つたのである。

尙、配給機關設立準備協議會は、十月二十一日情報局に第一次協議會が開かれ、早くもこの席上に於いて『社團法人組織』『組織は劇映畫製作三社に文化映畫社及び日本映畫社の計五社出資により外畫興行者の出資も認む』の、二大綱の決定を見、二十五日の第二次協議會に於いては定款原案について協議を進め、十二月二十七日にはかねて情報局が交渉中であつた植村泰二氏の配給社長就任の正式受諾を見るなど、茲に於いて映畫界新體制は快速を以て進捗し、残すは文化映畫の統合問題のみとなつた。

映畫界の新分野

映畫新体制の方向も全く確定して、茲に劇映畫製作會社は三社鼎立の新分野を形成することになつた。先づ

△東寶映畫株式會社 が他社に魁けて東發、南旺、大寶の三社を傘下に吸収を完了し、専務大橋武雄氏が社長に就任、特に撮影所の機構を改革して、所長制度を設定、各部組織の單一化を圖ると共に、所長には製作部長森岩雄氏が兼任、本社並に撮影所の人事の刷新を斷行した。

△松竹株式會社 は興亞映畫を吸収して東西兩撮影所の製作機構を一元化し、城戸専務が全權を掌握して製作重點主義に邁進すると共に社内機構も一部改革、邦、洋興行課の區別を撤廢して大谷常務の部長兼任の下に興行課を統轄することになり、人事並に職制の更新を敢行した。

△大日本映畫製作株式會社 は先づ資本金十萬圓を以て設立(三月三十一日許可)後日新興キネマ、大都は現機

構のまゝ、日活は製作部門のみの参加併合といふ形式を執り、當分は社長を置かず社務一切は永田、河合兩專務が代行することになり、製作企劃は國策的な特異な方針を以つて進むことになつた。

△社團法人映畫配給社

は松竹、東寶、大映、日映の共同出資による五十萬圓の資本金を以つて設立（三月三十一日許可）社長には前東寶社長植村泰二氏が就任、劇映畫、文化映畫、時事映畫の一元的配給を行ふことになり、四月一日を期して業務を開始した。

△文化映畫統合問題

文化映畫製作會社の統合問題は劇映畫の大綱確立に相次いで十六年十月二十四日、岸記念會館に第一次を、二十七日には情報局に第二次官民懇談會が開催され、關係官及び東西の文化映畫並に教育映畫製作者代表十六氏が出席して、官廳案の『製作は一社に統合、一ヶ月三種、プリント五十本』に對して、業者側は『二社或は三社とし競争による優秀作品を狙ふと共に統合も圓滑に進まん』ことを主張、一方教育映畫業者は『文化映畫業者との統合は不適當である』と述べるなど、劈頭既に統合の困難を豫想されるものがあつたが、越えて十一月十二、十三兩日に亘つて開かれた業者三十五社代表會議に於いて『三社毎月一本製作、電通、朝日、理研、藝術、東亞發聲横シネの六社を中核體として集約する』ことに略決定を見たが、十二月十二日、情報局の招致を請けた十六文化映畫社代表は官廳側と懇談を遂げた結果、時局の重大化に即應して三社案を撤回、當局の指示に従つて一社案を採擇、新會社設立準備委員として大村（藝術）眞名子（朝日）小峰（理研）佐伯（横シネ）中山（電通）木村（東亞）加藤（深田）平田（旭日）の八氏を挙げ、十七年早々資本金二十五萬圓の會社を創立、全國二百餘の文化映畫會社はすべて現物出資の形で吸収合併されることになつて越年、やがて一月十六日委員會を開催して左の答申案を作成情報局へ

提出したのである。

- 一、映畫製作許可會社を中心として一製作會社を設立、最も合理的方法を以て殘餘の會社を買収統合する
 - 二、右會社設立のため創立委員は當局の指名を乞ふ
 - 三、新會社の創立委員會成立を以て、先に指名された準備委員會はこれを解散する
- これで遅れてゐた文化映畫の統合も一歩前進したかに見えたが、其後統合委員間に意見の相違を生じ、また一般製作會社の中にも委員不信任の聲があつたため、情報局は二月二十一日統合委員を新たに任命して促進を圖ることになつたが、早急の實現は相當困難を要する情勢下にある。（四月三十日現在）

△新統合委員 古野伊之助（日映）眞名子兵太（朝日映畫）佐伯永輔（横シネ）光永直三（電通）辻二郎（理研）大村博（藝術）御法川三郎（東亞）相談役植村泰二、金指英一（映畫配給社）

△映寫機資材配給の現状

映畫關係事業中に於いて時局の厳しい制限を眞先に受けたのは映寫機類の製造である戦争には鐵鋼の重要であることは云ふまでもないが、昭和十三年七月八日鐵鋼使用制限令が施行されて以來、映寫機撮影機類は製造を禁止され僅かに故障機械の修繕が地方長官の許可制によつて繼續されてゐたのであるが、昭和十六年八月三十日の金屬回收令、同十月二十二日の回收物件の申告、十月二十三日の重要産業團體令による修理の資材配給の杜絶等相次ぐ制限に映寫機界は文字通り拱手傍觀の状態に立至つたのである。映畫が國民文化財として重要性を稱へられつゝある現今、映畫の使命を全面的に發揮しその目的を遂行するには映寫機がその原動力となることは云ふまでもないことであつて、聯合會は日本映畫機械商會と呼應して再三關係當局に向つて緩和運動を爲したのであるが、依然として緩和の兆候は見えず、これがこのまゝ推移するときは、わが映畫界の前途は最も憂ふべき状態にある。

新體制問題日誌

△昭和十六年

- 八月十六日(土) 城戸、大橋兩氏非公式に情報局の招致を受け臨戦體制樹立に關し内示を受く
- 十八日(月) 大日本映畫協會定例常務理事會に於いて官廳側より新體制樹立の必要を説明、業者に協力を求む。同日大日本映畫事業聯合會に劇映畫五社代表參集、緊急會議を開催答申案に就き協議す
- 二十一日(木) 同 右
- 二十二日(金) 答申案成る
- 二十三日(土) 情報局に答申案提出す
- 二十五日(月) 情報局業者の答申案を撤回、改めて官廳案を提示す
- 二十六日(火) 五社代表官廳案に就き協議す
- 二十七日(水) 同 右
- 二十八日(木) 同 右

- 八月二十九日(金) 同 右
- 三十日(土) 同 右
- 九月一日(月) 同 右
- 二日(火) 同 右
- 四日(木) 學士會館に官民懇談會開催
- 五日(金) 五社代表協議す
- 六日(土) 學士會館に第二次懇談會開催
- 八日(月) 銀座Aワんに第三次懇談會開催
- 九日(火) 五社代表協議す
- 十日(水) 岸記念館に第四次懇談會開催、一應懇談會を打切る
- 十九日(金) 岸記念館に官民會見、官廳側改めて修正案を提示す
- 二十日(土) 五社代表協議の結果修正案承認に決し、直ちに情報局を訪問其旨正式に回答す
- 二十二日(月) 五社代表協議す
- 三十日(水) 情報局に懇談會開催、實行促進に關し「劇映畫會社統合實行協議會」並に「映畫配給機關設立準備協議會」設置、委員を決定す

- 十月十五日(水) 情報局に第一次劇映畫統合協議會開催
- 二十一日(火) 情報局に第一次配給設立協議會開催
- 二十四日(金) 岸記念館に第一次文化映畫官民懇談會開催
- 二十五日(土) 第二次配給機關設立協議會開催
- 二十七日(月) 第二次文化映畫懇談會開催
- 十一月四日(火) 第三系社設立小委員會開催
- 六日(木) 第三次配給機關設立協議會開催
- 七日(金) 第三次文化映畫懇談會開催
- 八日(土) 第三系社設立小委員會開催
- 十三日(木) 同 右
- 十四日(金) 第四次文化映畫懇談會開催
- 十七日(月) 劇映畫統合協議會開催、第三系社問題具體化す
- 二十四日(月) 第四次配給機關設立協議會開催
- 十二月二日(火) 映畫配給準備小委員會開催
- 三日(水) 同 右
- 四日(木) 第三系社設立小委員會開催
- 八日(月) 第三系社設立小委員開催、最後の

- 十二月九日(火) 回答を爲す
- 十一日(木) 第三系社發起人會開催
- 十二日(金) 文化映畫一社案具體化す
- 十三日(土) 大日本映畫製作株式會社、社名大綱を決定す
- 十六日(火) 文化映畫創立準備委員を任命
- 二十七日(土) 植村泰二氏映畫配給社社長を正式受諾す

△昭和十七年

- 一月六日(火) 大日本映畫製作株式會社創立總會開催
- 十四日(水) 映畫配給社の件に關し官民懇談會開催
- 十六日(金) 文化映畫統合委員會開催
- 二十三日(金) 全國興行者協會創立總會開催
- 二十六日(月) 文化映畫業者懇談す
- 二月五日(木) 映畫新體制確立に依り關係業者を帝國ホテルに招待、官廳側經過報告並に今後の協力を求む

二月六日(金) 映畫配給社員總會開催
 " 十八日(水) 大映人事決定す
 " 二十一日(土) 文化映畫社統合委員新たに任命さ
 る
 " 二十六日(木) 新興大都兩社臨時總會開催
 三月二日(月) 映畫配給社幹部興行者代表と懇談
 " 三十一日(火) 大映、映畫配給社業務許可
 四月一日(水) 大映、映畫配給社業務開始
 " 七 日(土) 第一回臨時映畫配給審議會開催
 " 二十三日(月) 映畫配給社理事會開催、四月一日
 より正式業務開始と決定す

製作制限と興行時間の短縮

昭和十五年、所謂七・七禁令の發布により頗る峻厳になりつゝあつた映畫檢閲に伴つて、早晚「映畫製作と興行時間の制限」が行はれることを察知した大日本映畫事業聯合會は七月十日の理事會に於いて討議に上り、先づ内務省當局と懇談して意嚮をたしかめることが先決問題となし、七月二十日東京會館に於いて當局との懇談會を開いた。これに引續いて聯合會に於いては理事會、製作部會、營業部會を個々に或は合同に前後數回に涉つて開催、慎重討議を重ねた結果、漸く成案を得たので八月十三日渡邊事務官に答申案を手交した。越えて九月十三日には東京會館に於いて内務省の主催により業者との懇談會が開かれ、製作制限に關し最後の協議を遂げた結果、左の如く決定を見た。

△製作本數制限 映畫法第十八條の規定により松竹、東寶、日活、新興、大都の五社の一ケ年に製作すべき劇映畫は四十八本以内で他に千百米以内のもの二十四本、南旺、東發の二社は六本に千百米以内のもの三本、全勝、極東の二社は追つて決定。

△映畫興業時間制限 常設の興行場は休憩時間と文部大臣の認定したる時事映畫(但し十六年三月三十一日まで

は一回の興行時間に算入せず)及び文化映畫二百五十米以下(但し二百五十米を超過するものはこれを要する時間に限り三十分以内で延長を認める)を含み一回二時間三十分とする。これは大體劇映畫一本に文化映畫二卷、時事映畫一卷となる。

△實施期日 製作制限に於いては十六年一月一日より、興行時間に於いては六大都市が十六年一月一日より、その他は十六年七月一日より實施。

尙、内務省映畫委員會委員であつた城戸、植村兩氏が、この問題に關連して「映畫の重要問題は映畫委員會に諮つて審議改善されたき旨」の建議書を時の委員長安井内相に提出したのもこの前後であつた。

生フィルムの制限 製作本數の決定に續いて、十一月には生フィルムの制限問題が表面化して來た。映畫界の臨戰體制は實に此の頃より萌芽しつゝあつたのである。聯合會では十一月二十五日には理事會、營業部會、製作部會の合同會議を招集して「生フィルム制限」に關し第一回の評定を行つた。以後數回に涉つて各部會に於いて檢討、或は關係官廳と懇談を遂げる等、正に不眠不休の活動を爲した。因みに十六年度第一回の國內需用割當量は次の如くであつた。(註、十六年一、二、三月需用割當總量より算出した一ヶ月平均量)

	ポ	シ	ネ	ガ
軍需用	三、三一〇、〇〇〇呎	〇、四四	三五二、〇〇〇呎	〇、四四
ニューズ用	二、〇〇〇、〇〇〇"	〇、二七	二一六、〇〇〇"	〇、二七
劇及文化映畫用	二、一九〇、〇〇〇"	〇、二九	二三二、〇〇〇"	〇、二九
計(國內需用量)	七、五〇〇、〇〇〇"	一、〇〇	八〇〇、〇〇〇"	一、〇〇
		總數量の 百分の比		總數量の 百分の比

日本映畫社の設立とニュー映畫の指定上映

昭和十五年、日支事變勃發以來長足に飛躍を遂げた我國ニュース映畫は、内閣情報部を中心として其の企業合同が企圖されつゝあつたが、四月十五日、東日、朝日、讀賣、同盟四社の統合成り、名稱も『社団法人日本ニュース社』と決定、同日付文部、内務兩大臣より設立の認可があつた、十六日には帝國ホテルに於いて第一回社員總會が開かれ役員を決定、五月一日より業務を開始したるが、越えて昭和十六年四月に至り文化映畫の一元的配給の實施となり、定款の一部を改正、社名も日本映畫社と變更した。

尙、ニュース映畫の配給に當つて設立間もない日本ニュース社と聯合會は配給料金に關して問題を惹起したこともあつたが、これは十月一日より實施されたニュース映畫の指定上映には支障來すことなく六月十九日に開かれた兩者代表の懇談會によつて圓滿解決を見、二十一日兩者共同の聲明書を發表した。以後これを契機として兩者より委員を擧げて「日本ニュース配給委員會」を設置し、相互の親睦協調を圖つた。

情報局の設置と映畫法の改正

昭和十五年、新たなる對外政策の展開に對處して、從來内閣の一部に過ぎなかつた情報部は十二月六日官制公布とともに情報局に昇格、外務、陸軍、海軍、内閣の情報事務を統轄して内外の宣傳情報の衝に當ることになつた。機構は官房及び第一部から第五部までの五部を置き、そのうち映畫演劇を含む文化關係は

△第三部第二課に於て『對外啓發宣傳に關する事項』第四部第一課に於て『映畫、蓄音機レコード、演劇及演藝の

檢閲取締に關する事項』第五部第二課に於て『映畫、演劇及演藝による啓發宣傳並に之れが指導に關する事項』等で、内務省の映畫檢閲は從來のまゝ内務省で行はれることになつた。

尙、情報局の設置により從來内務、文部、厚生の三大臣の監督下にあつた映畫は、更らに總理大臣の監督下に置かれることになり、映畫法施行令及び施行規則の一部が改正された。改正内容の主なるものは次の如くであつた。

- 一、映畫法第二條、第三條、第四條（映畫製作配給の事業許可）の主務大臣は内務、文部であつたのを總理、内務、文部三大臣となつた。
- 二、第九條（劇映畫の事前届出）第十二條（外國映畫の配給數量及種類の制限）第三條（輸出檢閲と輸出映畫の制限）第十四條（國內檢閲及び映畫公開の制限）第十六條（外國映畫の上映數量及び種類の制限）の主務大臣は内務であつたのを總理、内務の兩大臣となつた。
- 三、第十八條（製作すべき映畫の數量、種類の制限、配給の調整、設備の改善、不正競争の防止）の主務大臣は内務、文部であつたのを總理、内務、文部の三大臣となつた。

財団法人大日本映畫協會の改組と

大日本映畫事業聯合會の解散

昭和十年十一月『日本映畫の健全なる發達を期す』を目的として財団法人大日本映畫協會が設立されて以來、一時は餘り芳しからぬ世評を招き識者間に『改組すべし』との議もしばしば起つたが、映畫法の制定に當り、監督、撮影俳優の技能審査の執行機關となるに及んで俄然重要性を帯び來つた。剩さへ映畫界の推移に伴ひ關係ある諸問題も遂

日複雑化する情勢下にあつたので、遂に昭和十六年二月頃より同協會の擴大強化の問題は漸く具體化するに至つたのである。先づ同協會内に『大日本映畫協會機構擴大準備委員會』を設け、委員には左記二十五氏を舉げて二月六日の初打合會に引續き『改組案』に就き協議を遂げたのである。

△大日本映畫協會機構擴大準備委員會委員

官廳側、久富達夫(情報局次長) 不破祐俊(情報局五部二課長) 協會側、山川建(専務理事) 民間側、石井光次郎(朝日映畫) 六車修(新興) 星野辰男(日本ニュース) 大宅壯一(理研) 歸山敦正(映畫技術) 津村秀夫、今日出海、田中三郎(評論家) 植村泰二(東寶) 野田高梧(脚本家) 眞名子兵太(朝日映畫) 古野伊之助(同盟) 島田卯平(俳優) 小杉助次郎(俳優) 小林節太郎(富士フィルム) 城戸四郎(松竹) 岸田國士(翼賛會) 木村莊十二、島津保次郎(監督) 碧川道夫(カメラマン) 森岩雄(東寶) 杉本壽二(映寫機商) イロハ順
三月十九日第六次委員會に於いて次の如き最後の改組の大綱が決定したが、その實行の準備中に所謂映畫界新體制問題に遭遇してこの改組問題も大綱の決定を見たまゝ一頓坐を來すことゝなつた。

△改組大綱

- 一、會員組織 會員を左の四種別とし維持費を正會員より會費を納付せしむること
- イ、會員種別
 - 名譽會員 本會の事業に關し功績顯著なる者
 - 贊助會員 本會の目的に賛同し金品を寄贈したる者

維持會員 映畫關係業者

正會員 映畫關係者又は映畫に關し學識経験を有する者

ロ、維持費會費

維持費 一口月額十圓

會費 月額 參拾錢

二、部組織 左の八部を設けること

經營部 映畫の製作、配給の經營責任者及之に準ずる者

營業部 映畫の配給、販賣其の他の營業事務に従事する者

製作部 直接映畫の製作事務に従事する者

技術部 映畫の製作技術に従事する者

興行部 興業關係者

映寫部 映寫技術者

機材部 映畫機材の製作、販賣の業務に従事する者

文化部 映畫事業の健全なる發達並に映畫の質的向上に關心を有する學識経験ある者

三、映畫審議會の設置 映畫に關する重要事項を調査審議する爲映畫審議會を設けること

四、各種委員會の設置 映畫に關する専門事項を調査研究する爲各種の委員會を置くこと

五、參事の設置 映畫に關係ある官吏を參事として委嘱すること

六、事務局の擴充 事務局を擴充し事務の圓滑を圖ること
 廳て昭和十七年、映畫界新體制も整つたので改組大綱に一部變更を加へ、愈々その實現を急ぐことゝなつた。それに包含される既存團體は大日本映畫事業聯合會、日本映寫技術協會、映畫人聯盟の三團體である。
 尙、映畫協會の改組決定に伴ひ、大日本映畫事業聯合會は、屢々會議を開いて協會合流の態度を既に決定してゐたのであるが、四月二十二日の理事會に於いて、聯合會は四月三十日を以て解散、五月一日を期して映畫協會に合流することゝなつたのである。斯くて五月十五日、聯合會が嘗つて創立最初の懇親會を開いた由縁の地、箱根湯本「吉池」に於いて解散總會を開催、二年二ヶ月の短い歲月ではあつたが十年にも勝る多くの事績を遺して茲に聯合會は發展的解消を遂げたのである。當日出席者次の如し（順不同）

松竹株式會社（城戸四郎、大谷博、池田義信）日本活動寫眞株式會社（吉岡重三郎、三島良造）東寶映畫株式會社（大橋武雄、岡庄五、森岩雄）大日本映畫製作株式會社（河合龍齋、薦野直實、藤田平二、須田鐘太、曾我正史）東亞電機株式會社（杉本壽二）朝日映畫製作株式會社（横田武夫、大町敏盛）日本光音工業株式會社（神保環一郎）理研科學映畫株式會社（磯野信威）長瀬商店（外池謙三）東洋現像所（柴田義孝）小西六（中村正俊）横濱シネマ商會（飯田光治）藝術映畫株式會社（稻村喜一）富士寫眞フィルム株式會社（小林正雄）ビクターローヤル株式會社（水野都止生）日本ビクター蓄音器株式會社（オトフォン部）（吉阪清次）映畫配給社（淺尾忠義）事務所（中西一花、櫻岡滋弘、江畑茂夫、石山彰吾）

大日本活動寫眞協會の事業概要

大日本活動寫眞協會は大正十四年に設立され、昭和十五年二月大日本映畫事業聯合會設立の母體となるまで、正に十五年、恰も我が映畫事業の革新期にあつて、克く業界の向上發展に寄與し、剩さへ漸く緒に就いた我が國映畫行政に貢献するところ極めて多かつたことは、日本映畫史上に特筆さるべき功績であつた。

設立の動機 抑々大日本活動寫眞協會の設立された動機は、當時の映畫檢閱の事務が地方廳個々に於て行はれてゐたため、その査閲の標準が一定せず、東京で上映された寫眞が他縣に於いては通檢せず上映不能になるといふ例は屢々繰返されるので、業者の不便は勿論、檢閱事務の煩瑣は夥しかつたのである。それがやがては檢閱事務を「内務省に統一すべし」との叫びとなつて昂まり、遂に統一運動を起すべく同士相集まりて組織されるに至つたのである。定款並に設立當時に於ける會員會社は次の如く十一社であつた。

△大日本活動寫眞協會定款

第壹章 總 則

第壹條 本協會ハ大日本活動寫眞協會ト稱シ本部ヲ東京市ニ置ク

事務ノ都合ニヨリ必要ノ地ニ支部ヲ置クコトヲ得

第貳條 本協會ハ大日本帝國ノ領土内ニ於テ映畫ノ製作、配給及之ニ關係アル業務ヲ營ム國產映畫業者ヲ以テ組織ス

第參條 本協會ニ加盟スルモノハ基金トシテ金貳百圓也ヲ積立ツルモノトス

三二

第貳章 目 的

第四條 本協會ハ會員相互ノ親睦結合ヲ圖リ左ノ事項ヲ遂行スルヲ以テ目的トス

第壹項 映畫檢閲問題及ビ之ニ關聯スル官廳トノ交渉事項

第貳項 興行稅、觀覽稅、其他各稅金等ノ改廢減額ニ關スル事項

第參項 國產映畫ノ向上發展ヲ企圖スルアラユル事項

第四項 國產フィルムノ完成及ビ之ガ普及ニ關スル事項

第五項 映畫事業ニ必要ナル諸般ノ調査及ビ統計ニ關スル事項

第六項 會員間ノ諸協定ニ關スル登記事項

第參章 會 員

第五條 本協會ノ會員ヲ分チテ左ノ三種トス

一、 正會員

一、 特別會員

一、 準會員

正會員ハ本協會ニ加盟セル同業者ノ代表者ニ限リ一會社(個人ヲ含ム、以下同ジ)一名トス

特別會員ハ幹事會ノ推薦セル特別ノ會員ヲ謂フ

準會員ハ本協會ニ正會員タル各會社ノ社員ニシテ本協會ノ會合協議ニ出席スルモノヲ謂ヒ其ノ數ヲ限定セザルモ正

會員ヨリ豫メ其人ヲ本協會ニ届出ヅルヲ要ス

第六條 正會員、特別會員ハ本協會協議事項ニ議決權ヲ有スルモ準會員ハ議決權ヲ有セズ但シ正會員缺席ノ場合ハ其

會社ノ準會員中ノ一名ガ之ヲ代理スル事ヲ妨ゲズ

第七條 正會員ノ資格ハ積立金貳百圓ヲ納付シ會員名簿ニ登錄シタル時ヨリ其効力ヲ生ズ但シ正會員ノ積立金ハ幹事

會ノ承認ヲ經テ之ヲ分納スルコトヲ得特別會員ハ積立金ヲ要セズ

第八條 會員ニシテ本協會ヲ脱退セントスルトキハ其旨ヲ會長ニ届出ヅルモノトス

但シ脱退者ニ對シテハ積立金及ビ既納會費ヲ返還セズ

第九條 本協會ニ入會セントスル者ハ正會員二名以上ノ紹介ヲ要シ幹事會ノ承認ヲ經ルモノトス

第十條 本協會員ニシテ定款又ハ決議事項ニ違反シ本協會ノ體面ヲ毀損スル行爲アリタルトキハ總會ノ決議ニヨリ除

名又ハ懲戒スルコトアルベシ

第 四 章 役 員 及 職 員

第拾壹條 本協會ニ左ノ役員及職員ヲ置ク

會長壹名、幹事若干名、常務理事壹名、書記若干名

第拾貳條 會長及幹事ハ總會ニ於テ正會員中ヨリ之ヲ選舉ス

第拾參條 會長ハ會務ヲ總攬シ本協會ヲ代表シ且ツ總會幹事會ノ議長トナル

第拾四條 幹事ハ五選ヲ以テ常任幹事壹名ヲ定ム、常任幹事ハ會長ヲ輔佐シ本協會ノ會務ヲ處理シ會長不在ノ場合ハ

三三

コレヲ代理ス

常務理事ハ特別會員中ヨリ役員會ノ推薦ニヨリ會長之ヲ選任シ會長及常任幹事ノ指揮ヲ受ケ本協會ノ常務ヲ處理ス
第拾五條 會長及幹事ノ任期ハ滿壹箇年トス、但シ任期ガ其最後期ニ於ケル定時總會前ニ滿了スルトキハ其ノ定時總會ノ終結ニ至ルマデ之ヲ伸張ス

常務理事ハ任期ヲ定メズ役員會ノ決議ニ依ツテ解任スルコトヲ得

第拾六條 本協會ニ總裁、顧問、囑託ヲ置クコトヲ得

第五章 會 議

第拾七條 本協會定時總會ハ毎年四月之ヲ開ク

第拾八條 本協會ハ毎月壹回以上幹事會ヲ開キ主要事項ヲ議定ス

第拾九條 幹事會ノ議決ハ幹事總員三分ノ二以上ノ出席ヲ要シ出席幹事二分ノ一以上ノ同意ヲ要ス

第貳拾條 常務理事ハ幹事會ニ出席シ議決ニ加ハルコトヲ得

第貳拾壹條 本協會ノ臨時總會ハ必要ニ應ジ會長又ハ常任幹事之ヲ召集ス

總會ノ議決ハ會員總數三分ノ二以上ノ出席ヲ要シ出席全員ノ過半數ニヨツテ決定ス

第貳拾貳條 本協會ノ正會員ハ必要ニ應ジ二名以上ノ賛成ヲ得テ總會召集ヲ會長又ハ常任幹事ニ請求スルコトヲ得

第貳拾參條 會長幹事ニ缺員ヲ生ジタルトキハ補缺選舉ヲ行フ但シ會務執行上差支ナキトキハ次ノ總會マデ之ヲ延期スルコトヲ得

補選セラレタルモノノ任期ハ前任者ノ任期ニヨル

第貳拾四條 會長及幹事ハ總會ノ決議ニヨリ報酬ヲ受クルコトヲ得

常務理事及書記ハ有給トシ幹事會ニ於テ之ヲ定ム

第六章 會 計

第貳拾五條 本協會ノ會計年度ハ四月ヨリ翌年三月マデトシ毎年定時總會ニ之ヲ報告ス

第貳拾六條 本協會ノ正會員ハ前年度ニ於ケル映畫檢閱米突數ノ多寡ニ從ヒ左ノ割合ヲ以テ會費ヲ拂込ムモノトス

壹ヶ月平均	壹萬米突以内	一、金貳拾圓也
同	貳萬米突以内	一、金五拾圓也
同	五萬米突以内	一、金七拾圓也
同	五萬米突超過	一、金壹百圓也

但シ協會所要經費ノ増減ニヨリ會費ヲ増減スル事アルベシ

第貳拾七條 本會ノ金錢ハ常任幹事監督ノ下ニ常務理事之ヲ管理ス

附 則

第貳拾八條 本協會ノ解散又ハ定款ノ變更ハ總會ノ決議ニ依ルモノトス

△會 員 會 社 △バラマウント映畫會社、△日本活動寫眞株式會社、△日米映畫株式會社、△東亞キネマ株式會社、△マキノプロダクション、△ファストナショナルコンポレション、△帝國キネマ演藝株式會社、△大日本ユニヴァーサル映畫會社、△ユニナイテットアーチスト、△スターフィルム株式會社

△検閲事務の統一 大日本活動寫眞協会は事務所を京橋區北横町一八に置き創立第一年の運動として

一、映畫検閲事務統一の件

一、検閲手数料撤廢の件

一、手数料免除範圍擴大の件

右の三問題を提げて時の内務大臣若槻禮次郎氏に對し陳情運動を開始したのである。先づ検閲事務統一の件は、内務省に於ても業者間の空氣や、地方廳よりの報告等によつて、何とか改正する必要を認めてゐた矢先だったので、運動後間もなく遂に大正十四年七月一日を期して、劃期的な全國の検閲事務は内務省に統一されるに至つたのである。

△御大喪儀の謹寫團を組織 大正十一年十二月二十五日 大正天皇崩御あらせられ 今上陛下御踐祚とともに昭和と改元、越えて昭和二年二月七、八兩日に執り行はれた御大喪儀には、大日本活動寫眞協會が中心となつて日本電

報通信社、報知新聞社、東京日日新聞社、東京朝日新聞社、讀賣新聞社、國民新聞社、帝國通信社、時事新報社、全日本映畫業組合と提携して謹寫團を組織、謹寫場所をそれ々々分擔して御大喪儀の御模様を謹寫し二月九日各社に配給全國常設館に上映して一般國民とともに其の哀悼を惧にしたのである。特に協會に於いては御工事中の新宿御苑葬場殿並に多摩御陵玄宮を謹寫し御大喪儀實況と併せて二巻を宮内省に献上した。尙この月、開會中の第五十二議會に「十五歳未満の映畫觀覽禁止法案」が上程されたが、協會の猛烈な撤回運動が奏功して同案は遂に衆議院に於いて擯潰しの運命に逢つた。

△検閲手数料撤廢運動 翌年の昭和三年九月には協會創立以來運動を續けつゝあつた『検閲手数料撤廢問題』は、

現行三メートル新檢五錢、複檢貳錢だつたのが、新檢參錢、複檢壹錢に低減が實施されるに至つたのである。この年は我が國興行界に意外なる活氣を齎らし、殊に書入れときの益興行は全然外國映畫を凌ぎ、邦畫全盛の觀を呈したのである。トーキー映畫も漸く話題に上り研究的作品も時々現はれたが、このトーキー映畫製作を當時本格的に研究してゐたのは東京市大森に撮影所を有した皆川芳造氏の昭和キネマで、同撮影所の最初の作品、松本幸四郎出演「素襖落」他一篇を九月末日に、東京會館に於いて業界その他知名の士を招待して試寫會を開いたが、大センセーションを捲き起した。これに刺戟されて各製作所も本格的な研究に没頭、年とともに優秀なトーキーが出現するに至つたのである。

△興行時間の統一 當時の興行取締りは、検閲事務が漸く統一されたばかりで、この方面には手が廻らず各地方

區々のまゝ放任の状態にあつた。故に興行時間はおろか上映メートル數も一定せず實に種々様々な興行が續けられてゐた。が、大日本活動寫眞協會は關西國產活動寫眞協會（後日併合して關西支部となる）と協力してこれが統一運動を起したる結果、先づ昭和三年四月に關西の二府五縣に於いて、一回の興行時間を四時間、上映メートル數を四千六百メートル以内の制限が實施され、昭和七年二月に至つて内務省は全國的に一興行時間四時間以内、上映メートル數六千メートル以内たることの通牒を發したのである。この興行時間は映畫法が發布されて三時間制になるまで實施されてゐた。

△興行税輕減運動 また、昭和二年十一月には協會及び興行組合等が主體となつて、興行税輕減運動を起し遂に

翌三年四月から興行税は半減されることになつたのである。これに續いて五年十一月に東京府會は觀覽税撤廢を決議、これの補填を興行税の値上げによつて補うとする形勢が濃厚だつたので、協會は興行組合と結束して引下げ運動

を起した結果、興行税は現行のまゝ据置きとなり觀覽税の撤廢が儲けものとなつた。

△映畫著作權の確立 この年には協會の運動として後世に特筆さるべき問題の成功があつた。即ち映畫の著作權及び興行權の確立がそれで、他の著作物とともに活動寫眞も當然著作權法の保護を受くべき性質のものであつたが、我國同法には活動寫眞は除外せられてゐたのである。然るにベルヌローマ條約改正に伴ひ我が國著作權法も亦改正せらるゝに至つた機會を捉へて、協會は活動寫眞に關聯する各條(十七ヶ條)に對し、案を附し、これを内務當局に提出する一方、當時の圖書課長三島誠也氏及び小林事務官と數十回に及んで懇談を重ね、或は屢々陳情した結果、協會の希望は採擇され遂に著作權法第二十二條の二、三、四項に活動寫眞の文字が明文され、爾今活動寫眞は同法により保護されるに至つたのである。斯くして跳梁を恣にしてゐた不正映畫や屑物フィルム等の再使用や、盜寫フィルムは忽ちにして影を潜め、映畫界は爲めに明朗となり、從來大會社の作品と雖も、一本の製作費が僅々二三千圓限度であつたものが、忽ち數萬圓を投じて盗寫される虞がなくなり、日本映畫界は漸次向上を遂げそれまでは常に洋畫に壓迫されてゐた日本映畫は、やがてその地位を逆轉する情勢を現出するに至つたのである。

△小型映畫に檢閲實施 映畫檢閲は統一されたとはいへ、實施されて僅かに三年、實際問題に則せざる點も多々あつたので、協會は之れが改正を叫んで昭和三年一月に『檢閲制度改正期成同盟』を結成して、盛んに當局に向つて運動を爲したのである。越えて八月には小型映畫も檢閲を爲すべきであるとの議が起つた。これは當時非常な勢を以て流行を極めた小型映畫が、素人の手慰みの範圍を越えて遂には興行の目的を以て使用されることが屢々起つたので、勿論これは常設館の如き施設に於いて行はれたものではなかつたが、普通映畫を縮寫して使用し、剩さへ小型映畫専門の配給社などが現はれる始末に、昭和四年十月大日本活動寫眞協會は興行組合と一體となつて小型映畫の檢閲實

施を内務省に進言した結果、翌五年五月から實施を見たのである。

△映寫技士に試験制度 尙小型映畫の檢閲實施と前後して映寫技士の認可制が布かれた。この動機は映寫機械の發達とともに操作が益々複雑となつて來たので、從來の如く單なる經驗のみによつては、屢々事故が繰返されるので、第一に館主連が恐慌を來し、遂に映寫技士にも試験制度を設けるべきであるとの叫びが擧げられたのである。この運動が具體的に進められたのは昭和三年三月であつて、その主體は大日本活動寫眞協會と興行組合とであつた。そして翌年三月には當局も試験制によつて技士にその資格を與へることが正當であるとして略決定を見、残すところはその實施の時期の問題となつてゐたが、偶々昭和五年朝鮮鎮海に於いてフィルム引火により、多數の死傷者を出した突發事件に刺戟されてか、當局は急激に試験制度を實施するに至つたのである。現業技士には試験を行はず優先的に調査に依つて認可證を與へ、昭和八年十二月に實施後第一回の映寫技士試験を施行したのであつた。

△映畫統制委員會の設置 昭和八年二月、業界の有志及び協會は映畫國策問題を提唱し、三月にはこれが實行委員は時の警保局長と會見して同問題につき懇談を交へ、内務省當局はその前提として五月に諸般の調査を開始したのである。續いて九月内務省は映畫國策樹立準備委員會を開き種々協議を重ねて漸く決定を見た「同案」は議會を通過し翌九年三月我が映畫國策の推進を爲す「映畫統制委員會」官制は公布されたのである。

△従業員雇傭協定の締結 映畫界にトーキーの出現以來、説明者及び音楽手等は大きな打撃を受けるに至つた。此等の人々はトーキーに依つてその生活を怖かされ、最初輸入映畫のみのトーキーであつた時代はまだしもの觀あつたが、我が國の製作會社が擧つてトーキー製作に力を注ぎ始めた昭和七年以降は甚しく彼等を恐怖のドン底に投げ込んだのである。加へて一般の不況は興行界をも吹き捲くり、反トーキーの爭議、給料減額反對爭議等は隨所に勃發した

のである。正に我が映畫界の革新期であつた。尙この後をうけて昭和九年から十三年に涉つては群小プロダクションが簇生し、俳優、監督の引拔戦が間斷なく展開され、年中行事の世評を恣にするに至つた。それが爲めに大日本活動寫眞協會は昭和十年五月加盟各社に諮つて『従業員雇傭協定』を結び、映畫界の明朗化に挺身したのであつた。尙この年には會員會社には少からず變動があつて、創立以來提携して運動を續けて來た外國映畫關係會社は殆んど離脱を見たが、一月には日本映畫配給株式會社が、二月にはJ〇スタジオ、エトナ映畫社が、三月にはPCL映畫製作所、極東フィルム現像所、富士フィルムが、それ／＼會員として加盟し來り、邦畫製作業者の主なるものは悉く網羅されるに至つた。昭和十年に於ける會員は左記の十一社であつた。

△日本活動寫眞株式會社、△松竹キネマ株式會社、△新興キネマ株式會社、△大都映畫株式會社、△太奏發聲株式會社、△J〇スタジオ映畫製作所、△日本映畫配給株式會社、エトナ映畫社、△極東フィルム現像所、△富士寫眞フィルム株式會社

△樺太廳有料檢閲撤廢 昭和十一年七月樺太廳に映畫檢閲の有料制を實施される話があつたので、協會は洋畫團體と協力して拓務大臣に對し反對運動を爲した結果、十一月末に致り樺太廳は業者の主張通り之れが撤廢を見ることになつたのである。

△十日前申請の實現 從來映畫の檢閲申請日取りに就いては、各映畫會社とも區々で一定の期間なく、慣例的に封切日に切迫して申請を爲してゐたが、通檢には甚だ圓滑を缺くのみならず、これに伴ふ冗費も豫想外の巨額に達するので、各映畫社はこれが改革を志してゐたのであるが、容易に實現に至らなかつたが、協會に於いては申請日を一定すべき必要を檢閲當局に進言、種々懇談を重ねた結果、漸く十二年四月一日より之れが實施を見ることとなり、この

制度は今日も踏襲されてゐる。

△上映許諾書の認可 配給映畫の不正上映の事實は、俳優引拔戦とともに映畫界のバチリス的存在で相當古くからその防止對策を研究されつゝあつたのであるが、協會加盟各社は協議の結果映畫の臺本には必らず上映許諾書を附すことにし、之れが使用認可を警視廳に提出した處、認可となつたので、遂に不正防止對策も十二年十二月より實現されることとなつたのである。

△入場免稅點の引上運動 支那事變の勃發に伴つて軍費參億檢出のため「支那事變特別稅法案」が十三年二月特別議會に上程された。この法案中には入場稅が新設されてゐたので、協會は全國當設館を糾合して、銃後國民の健全慰安の趣旨の下に、これが輕減運動を起したのであつた。最初の規定は一回の入場料十九錢以上に對し一割を課稅することになつてゐたのであるが、運動の結果貳拾參錢以上と變更され十三年四月一日より實施を見たのである。其後この入場稅は獨立單行法に改り昭和十六年十二月に稅率は五拾錢未滿二割、壹圓未滿三割、參圓未滿四割と改正された。

△鐵鋼制限令の緩和運動 十三年七月鐵鋼使用制限令が發布され、映畫關係事業中映寫機類が第一に制限を受けることとなり、八月十五日以後の製造は部分品と雖も全面的に禁止されるに至つたのである。製造業者は直ちに映畫機器商工聯合會を結成して協會と協力して當局に緩和運動を試みた結果未成品に對す加工繼續と、現場修繕が變更されて工場修繕が許されることになつたが、これは僅か一ヶ月間の猶豫で、後日窮窟な制限が加へられるに至つた。

△北支滿洲映畫視察團組織 軍部並に内閣情報部と業者間に於いてより／＼協議が進められてゐた北支映畫問題は、愈々實地踏査の機運となつたので、協會加盟會社によつて北支滿洲映畫視察團が組織された。視察團一行は北支派遣軍に献納の評價數萬圓に及ぶ優秀映畫を携行して十三年二月東京を出發、約一ヶ月の旅を終いて三月歸朝した

が、この視察は日本映畫の北支進出に素晴らしい効果を齎らし、後年日滿支合弁により華北電影の設立となつて實を結んだのである。尙視察團員は次の如くであつた。

△日本活動寫眞株式會社取締役副社長田中貞二、同秘書中村與三之助、同總務部次長脇園庄次郎、△東寶映畫株式會社管理課長大山昌綱、△大日本活動寫眞協會常務理事桑野正夫（團長）△大都映畫株式會社常務取締役關西支社長薦野直實、△新興キネマ株式會社大阪支社庶務課長長良平、△松竹株式會社支配人山本吉太郎。

△毛布献納運動提唱 北支派遣軍將兵の勞苦を偲び、かねて協會が中心となつて廣く映畫關係者に對して毛布献納運動を提唱してゐたが、一千枚に達したので十三年十月に第一回分を献納、續いて十一月には第二回、十四年一月には第三回を献納した。尙、同年九月には戦線將兵慰問のため優秀映畫百二十三本を陸海軍に献納した。

△映畫法發布 久しく懸案となつてゐた映畫法は十四年三月第七十四議會に上程され同月兩院を通過、四月五日公布され十月一日に施行規則の發布と同時に我が國最初の文化法が實施されたのであるが、映畫法制定に當つては、協會代表は警保局長及び館林事務官等と數回に涉つて懇談を重ね業者の忌憚なき意見を開陳する一方、桑野常務理事は「映畫法制定についての私見」なるパンフレットを發表して立案の参考に資したのであつた。

△解散當時の會員會社 斯くて大日本活動寫眞協會は幾多の功績を遺して、向後の使命を大日本映畫事業聯合會に委ね、昭和十五年二月その歴史ある十五年の幕を閉じたのである。因みに解散當時の會員會社は左の如くであつた。
△日本活動寫眞株式會社△株式會社ローコムパニム△株式會社長瀬商店△株式會社極東現像所△大都映畫株式會社△富士寫眞フィルム株式會社△松竹株式會社△新興キネマ株式會社△全勝キネマ株式會社△極東キネマ株式會社

事業年表

(イ) 大日本活動寫眞協會時代

(自大正十四年設立 至昭和十五年解散)

大正十四年

- 六月 △大日本活動寫眞協會設立さる。
- △各府縣に於ける映畫檢閱統一の件、檢閱手数料撤廢及引下げの件、手数料撤廢及び引下げの件、手数料免除範圍擴張の件等を提げて陳情運動を起す。
- 七月 △映畫檢閱事務内務省に統一實施さる。
- 九月 △日比谷公園に朝鮮水害義捐金募集興行を主催す。

大正十五年

- 八月 △朝鮮及臺灣に於てい檢閱手数料引下げ實施さる。
- △日本最初の映畫俳優による映畫劇放送さる。

昭和元年

- 九月 △尾上松之助丈逝去す。
- 十月 △馬場先門内警視廳構内にあつた丸ノ内活動俱樂部を併合協會事務所を同所に移轉。
- 十二月 △大正天皇崩御、今上陛下御踐祚昭和と改元さる。

昭和二年

- 二月 △七、八日御大喪儀により謹寫團を組織して御模様を謹寫奉る、二卷宮内省に献上す。
- △「十五歳以下の映畫觀覽禁止法案」帝國議會に提出さるも協會の運動奏効して握り潰さる。
- 四月 △懸案の「檢閱手数料撤廢問題」に關し再び運動を起す。
- 九月 △皆川芳造氏による日本最初のトーキー「素襖落」東京會館に於て試寫す。
- 十二月 △上映メートル數の統一運動を起す。
- △興行税輕減運動を起す。

昭和三年

- 一月 △検閲制度の改正其の他議會出願の事項につき協議す。
- 二月 △検閲前の映畫封切廣告は規則違反なりとし取締る旨内務省より發表さる。
- 三月 △映寫技士に認可制度を採用すべしとの運動起る。
- 四月 △興行税半減さる。
- △關西二府五縣に於ける上映メートル數四千六百メートル、一回の興行時間四時間以内に制限さる。
- 五月 △市社會局の肝煎りで兒童映畫デー實施市内二十九館之れに加盟す。
- 六月 △映畫檢閱手数料に關し警保局側より重量制を提議し來るも、業者の反對にあへ取消す。
- 七月 △映畫館建築法の改正につき幹部協議す。
- △十六ミリ映畫檢閱必要の説起る。
- 九月 △檢閱手数料減額實施さる。
- △御大典映畫謹寫團聯合協議會開催。

昭和四年

- 二月 △軍事映畫は憲兵司令部に於て檢閲を行ふこととなる。
- 十月 △上映メートル數取締り規則緩和さる。
- △九ミリ、十六ミリ小型映畫の檢閲實施を協會進言す。
- 三月 △帝都復興祭舉行我國最初の廣告祭催され各映畫會社想へを懲らして参加人氣を博す。
- 四月 △「君ヶ代」映畫上映の件につき警保局と懇談す。
- 六月 △工業俱樂部に於いて警保局と上映メートル數の統一並に檢閱有効期間延長に關し協議を爲す。
- 十月 △映畫の著作權及び興行權問題に關し運動を起す。
- 十一月 △東京府會に於いて觀覽税撤廢が決定、之れに伴つて興行税に轉嫁される虞れあり値下げ運動を起す。

昭和五年

- 一月 △教育映畫輸入税撤廢運動を起す、遂に實施に至らず。
- 三月 △興行取締規則の改正實施さる。業者の希望條件悉く採用さる。
- 五月 △著作權法改正さる、運動したる甲斐ありて活動寫眞の著作權は同法に明文さる處となる。
- 八月 △内務省フィルム檢閱所移轉につき事務所も大手町一丁目舊保健課跡に移轉す。
- 九月 △滿洲事變勃發、ニユース班活動を開始す。
- △新興キネマ株式會社設立。
- 十月 △日比谷公園に映畫祭を主催す。
- 十一月 △税關檢閱、内務省檢閱の二重檢閲制度撤廢を協議す。

昭和六年

- 一月 △國產トーキー漸く軌道に乗り説明者並に樂手の恐慌時代來る。

昭和七年

- 二月 △内務省上映時間及米數を全國的に四時間六千メートル以内の希望通牒を發す。
- 五月 △檢閱有効期間の延長運動再び起る。
- △生フィルム關稅率引上げに關し時の大藏大臣(高橋是清)に對し引上げ撤回の陳情運動を爲す。
- 六月 △P、C、L五拾萬圓の株式となる。
- △警視廳の通達により内外とも寫眞替り日は木曜日となる。
- 十二月 △申請中の警視廳管下常設館の後部立見席許可さる。
- 二月 △映畫國策問題にて協會起つ。
- 三月 △映畫國策問題につき協會實行委員警保局長と會見す。
- 五月 △檢閱當局と懇談す。
- 六月 △提唱中の映寫技手の免許制實施さる。
- △大都映畫株式會社資本金六拾五萬圓で設立さる。
- 八月 △滿洲國映畫國策研究會第一回委員會開かる。

昭和八年

十二月 △内務省映畫檢閲室新廳舎に移る、協會事務所も同構内に移轉す。
△警視廳第一回映寫技士試験を施行す。

昭和九年

一月 △映畫の國策問題につき協會代表者増田内務事務官と懇談す。
七月 △協會創立滿十年、トーカー著しく進歩す。
十二月 △松竹大船撮影所地鎮祭執行。
此の年、入江プロ、第一映畫社、協同映畫社設立され、俳優、監督の移動頻りなり。

昭和十年

一月 △P・C・L映畫社自社配給を開始す。
三月 △東京發聲設立さる。
四月 △「従業員雇傭協定」を結ぶ。
△海外より紹介多く輸出委員會を設置して邦畫の海外市場進出を圖る。

昭和十一年

二月 △二・二六事件突發、帝都に戒嚴令布かる。
△中等學校生徒の映畫觀覽禁止問題起る。

五月 △業者代表東京府及び警視廳興行係と府議選舉の肅正運動につき懇談す。
六月 △著作權問題及びブラーゲ問題に就き協議會開催す。

△東寶映畫株式會社設立さる。
△内務省會議室に於いて映畫著作權問題懇談會開催す。

七月 △樺太映畫檢閲實施問題を討議す。
△世界教育會議第十八部映畫教育に關し業者側の下相談會を開催す。

七月 △委員會開催、映畫著作權並興行權、樺太映畫有料檢閲實施につき協議す。
△拓務大臣宛樺太檢閲反對陳情書を提出す。

九月 △戒嚴令解除さる。
△丸ノ内の興行街よりフラフ撤回を命ぜらる。

十月 △新稅案に關し協議を爲す。

十一月 △新稅法案による觀覽稅問題に關し協議を爲す
△樺太の檢閲問題協會の主張通り解決す。

十二月 △保障協會と懇談會開催。
△觀覽稅撤廢に關し加盟會社系統常設館を糾合して陳情運動を起す。

昭和十二年

一月 △觀覽稅撤廢に關する陳情書を内務、大藏兩大臣に提出す。

△委員會開催、觀覽稅、輸入生フィルム關稅及び映畫法制定に關し協議す。

△世界教育會議委員會開かる。

△委員會開催、觀覽稅及生フィルム關稅問題に對する議會運動の件につき協議す。

△松竹キネマ株式會社興行と併合す。

△申請中なりし映畫檢閲十日前申請實施さる。

△電力統制に伴ふ電氣料金引下げの運動を起す。

△東寶映畫株式會社協會を脱退す。

△殖氏地に於ける映畫課稅問題に關し大藏大臣に陳情書を提出す。

△支那事變勃發す。

八月 △警保局全國興行時間統一の案を業者に提示す。

九月 △洋畫の輸入禁止となる。
△映畫著作權に關し城戸理事長桑野常務理事、

伊東判事と懇談す。

十月 △各社委員映畫法制定に關し警保局長及館林事務官と懇談す。

△商工省輸入統制を實施す。

十一月 △警視廳改正興行取締規則を發表す、施行細則につき業者側當局と懇談す。

十二月 △映畫興行三時間制發布さる、實施は十三年二月一日と決定。

△加盟各社不正上映防止對策として上映許諾證を副本に添附することは、當局より認可となる。

昭和十三年

一月 △委員會開催、北支映畫問題と協議す。

二月 △大藏大臣宛に新稅輕減の陳情書を提出す。

△入場稅衆議院に上程さる。

△三時間興行制實施さる。

△北支映畫視察團出發す。

△北支映畫視察團歸京す。

△入場稅實施さる。
△十二年度總會を東京會館に開催。

- 五月
 - △北支滿洲映畫視察報告書を發表す。
 - △委員會を開催、文部省係官の出席を得て推薦映畫の件につき協議懇談す。
 - △丸ノ内中央亭に内務省検閲當局と各社幹部製作部代表、時局映畫製作に關する希望、製作者の態度等に關し懇談す。
- 七月
 - △丸ノ内中央亭に内務省検閲局と各社シナリオライター代表、時局映畫に關し懇談す。
 - △鐵製造禁止令公布。
- 八月
 - △映寫機問題に關し商工大臣、東京府知事宛に陳情書を提出す。
 - △著作権法に關する會議を内務省に開催、協會側より城戸理事長桑野常務理事出席す。
- 九月
 - △委員會を開き興行時間制限に關する件を協議す。
- 十月
 - △俳優のサイン禁止となる。
- 十一月
 - △献納毛布第一回分陸軍省に納入す。
- 十二月
 - △六社聯盟東西聯合會を熱海に開催す。

昭和十四年

- 三月一日
 - △大藏省、勸銀より「事變貯蓄債券賣出し」廣告スライド配布方依頼さる。
- 二月二日
 - △陸軍省より紀念日ポスター、繪はがき及びパンフレット配布方依頼さる。
- 四月四日
 - △映聯事務所にて各社代表諸協定事項審議會を開催す。
 - 一、從業員登録問題
 - 一、新聞廣告に關する件
 - △丸ノ内中央亭にて劇映畫製作首腦部會(假名)東西聯合會を開催す。
 - 一、文藝著作権保護同盟に關する件
 - 一、内務省映畫検閲當局と聯絡に關する件
 - 一、技能員登録に關する件
- 五月五日
 - △鐵道ホテルに大日本映畫協會理事連を招待し懇談す。
- 六月六日
 - △映聯事務所にて新聞廣告協定に關し協議す。
- 九月九日
 - △下谷雨月莊に「撮影所從業員に關する協定」起草委員會を開催す。
 - △映聯事務所にて宣傳部會を開催し「新

- 一月
 - △下谷雨月莊に六社聯盟東西聯合會開催。
 - △第三回毛布献納す。
- 二月
 - △南支派遣軍慰問の爲め映畫五十六卷献納す。
- 三月
 - △委員會開催北支映畫會社及び映畫法に關する件を協議す。
- 四月
 - △映畫法議會に上提、衆議院を通過す。
 - △文部省に於いて文部省映畫關係官と各社代表懇談す。
- 六月
 - △映畫法公布さる。
- 八月
 - △各社代表警視廳興行係官と懇談す。
 - △警視廳興行係と第一回興亞奉公日の興行に關し協議す。
- 九月
 - △陸海軍に映畫百二十三本献納す。
- 十月
 - △映畫法實施さる。
- 十一月
 - △京橋中央亭に府精動實行部と懇談す。
 - △臨時委員會開催重要事項を協議す。

(ロ) 大日本映畫事業聯合會時代

(自昭和十五年設立 至昭和十七年解散)

昭和十五年

二月二十八日△大日本映畫事業聯合會設立さる。

- 二月十二日
 - △東京市より「納稅報國強調週間」スライド配布方依頼さる。
- 二月十三日
 - △映聯事務所にて定例理事會を開催す。
 - 一、常設館の収益の一部を以て愛國機献納を爲す件
 - 一、專屬從業員協定に關する件
 - 一、大日本活動寫眞協會財産に關する件
 - 一、庶務規程に關する件
 - 一、調査月報に關する件
 - 一、映寫技術協會後援に關する件
 - 一、新聞廣告協定に關する件
 - 一、職員健康保險法に關する件
- 二月十六日
 - △故竹田宮大妃殿下御葬儀。各映畫館休業す。
- 二月廿五日
 - △映聯事務所にて製作部會開催す。
 - 一、定例製作部會期日の件
 - 一、從業員登録協定に關する件
 - 一、忠靈顯彰會の件
 - △映聯事務所新富町松竹別館に移轉す。

- 〃 廿九日△日本度量衡協會より「メートル法使用強調週間」に關するスライド配布方依頼する。
- 四月四日△映聯事務所にて營業部會開催す。
 - 一、定例日設置に關する件
 - 一、警視廳管下興行者團體の件
 - 一、新聞廣告協定に關する件
- 〃 六日△警視廳に於て興行者協會の件に關し、當局業者側と懇談す。
 - △映聯事務所にて製作部會開催す。
 - 一、製作部會決議事項に關する件
 - 一、製作部會對映協問題の件
- 〃 九日△映聯事務所にて臨時製作部會開催す。
 - 一、映協「専門委員設置案」の件
- 〃 十日△映聯事務所にて定例理事會開催す。
 - 一、支部定款承認の件
 - 一、報知新聞社主催宣傳用映畫献納の件
 - 一、愛國機献納具體案の件
 - 一、忠靈顯彰會の件
 - 一、各府縣映畫協會に對する寄附金の件

- 〃 十一日△映聯事務所にて文化映畫部會開催す
 - 一、部會開催定例日及び部會内規に關する件
- 〃 十三日△映聯事務所にて臨時製作部會開催す
 - 一、映協「専門委員」設置に關する件
- 〃 十五日△映聯事務所にて臨時營業部會開催す
 - 一、五月初旬替日の件
 - 一、新聞廣告協定に關する件
 - 一、傷痍軍人優待具體案に關する件
- 〃 十八日△映聯事務所にて大日本活動寫真協會及び六社聯盟解消式を舉行す。
 - (1)大藏省より「支那事變國債賣出し」廣告スライド配布方依頼する。
- 〃 五月一日△映聯事務所にて營業部會開催す。
 - 一、ニュース統制會社の件
 - 一、製作制限案に對する件
 - 一、川崎市興行組合設定の料金の件
 - 一、不良興行者に對する件
 - 一、不正上映承諾書に關する件
 - 一、映畫事業に關係ある物資の統制組

合設置の件

- 〃 二日△映聯事務所にて文化映畫部會開催す
 - 一、ニュース映畫社の件
- 〃 三日△映聯事務所にて、營業部會社團法人日本ニュース映畫社業務部長伊東恭雄氏と懇談す。
 - 一、ニュース映畫に關する事項
- 〃 六日△映聯事務所にて定例製作部會開催す。
 - 一、専門委員設置に關する件
 右の件に關し映協谷主事出席詳細なる説明ありたり。
- 〃 七日△勸銀より「報國債券賣出し」廣告スライド配布方依頼する。
- 〃 八日△映聯事務所にて定例理事會開催す
 - 一、日本ニュース映畫社の件
 - 一、専門委員設置の件
 - 一、文化映畫部會の件
- 〃 九日△映聯事務所にて臨時營業部會開催す
 - 一、日本演劇映畫物資配給組合の件
 - 一、日本ニュース映畫社の件
- 〃 十日△警視廳にて日本興行者組合(假稱)の件

に關し當局業者側と懇談す。

- 〃 十一日△映聯代表者文部省映畫關係當局と懇談す
 - △映聯東西合同懇親會を箱根湯本吉池にて催す。
- 〃 十四日△東京府より「選舉肅正」スライド配布方依頼する。
- 〃 十五日△映聯事務所にて臨時營業部會開催す。
 - 一、日本ニュース映畫社の件
 - 一、文部省映畫關係當局に提出する回答文の件
 - 一、各部會間の聯絡の件
 - 一、各新聞紙に於ける廣告擴大の對策
 - 一、業界通信の件
- 〃 △映聯事務所にて臨時理事會開催す。
 - 一、日本ニュース映畫社の件
 - 一、報知社より申込まれたる件
 - 一、事務所移轉に關する件
- 〃 十八日△映聯事務所にて文化映畫部會開催す。
 - 一、日本ニュース映畫社の件
- 〃 六月一日△映聯事務所にて臨時理事會及び營業部會開催す。

- 一、日本ニュース映畫社の件
- 一、弘報協會に關する件
- 一、物價協力會議に關する件
- 四、故尾崎紅葉氏作品に關する件
- 三 日△映聯事務所にて臨時營業部會開催す。
- 一、日本ニュース映畫社の件
- △映聯事務所にて臨時理事會開催、營業部會と合流し協議す。
- 一、日本ニュース映畫社の件
- △東京府より「選舉に關する」スライド及びボスター配布方依頼さる。
- 四 日△映聯理事連日本ニュース映畫社に伊東恭雄氏を訪問し懇談す。
- 六 日△映聯事務所にて定例製作部會開催す。
- 一、映協「専門委員」設置の件
- 一、撮影所従業員に關する件
- 一、俳優養成所と雇人との關係の件
- △映聯事務所にて文化映畫部會開催す。
- 一、日本文化映畫協會の件
- 一、日本ニュース映畫社の件
- 十 日△大藏省理財局より「事變公債報國債券賣

- 出し」廣告スライド配布方依頼さる。
- 十二日△映聯事務所丸ノ内一ノ八ノ五に移す。
- △理事會及び營業部會合同會議を映協會議室にて開催す。
- 一、日本ニュース映畫社の件
- 十三日△東寶會議室にて營業部會開催す。
- 一、日本ニュース映畫社の件
- 十四日△東寶會議室にて營業部會を開催す。
- 一、日本ニュース映畫社の件
- 十五日△映聯事務所にて臨時理事會及び營業部會開催す。
- 一、日本ニュース映畫社の件
- 十九日△映聯事務所にて臨時理事會及び營業部會開催す。
- 一、音樂著作權協會の件
- 一、活動新聞社の件
- 一、日本ニュース映畫社の件
- 會議終了後渡邊内務事務官、不破社會教育官、中村文部事務官、上田日本ニュース社理事と映協會議室にて會見協議す。
- 一、日本ニュース映畫社の件

- 廿 日△精動實行部より「百廿億貯蓄強調週間」スライド配布方依頼さる。
- △「みさを」にて營業部會代表日本ニュース映畫社代表と折衝す。
- 一、ニュース映畫の件
- 廿四日△映聯事務所にて臨時理事會開催す。
- 一、日本ニュース映畫社の件
- 一、献金或は寄附行為に關する件
- 廿七日△「お里」にて臨時營業部會開催し、日本ニュース映畫社代表と協議す。
- 七月三日 日△映聯事務所にて營業部會開催の豫定なりしも參集者少なく流會す。
- 四 日△映聯事務所にて文化映畫部會開催す。
- 五 日△映聯事務所にて營業部會開催す。
- 一、スペインの日本文化博覽會に關する件
- 一、保導協會に關する件
- 一、日本ニュースの件
- 六 日△映聯事務所にて製作部會開催す
- 一、映協専門委員の件
- 十 日△映聯事務所にて理事會開催す。

- 一、忠靈顯彰會の件
- 一、新會員の件
- 一、ニュース映畫時間外上映の件
- 一、製作制限及び興行時間の件
- 一、ベスト、テン選定の件
- 一、日本文化中央聯盟コンクルの件
- 一、機材部に關する件
- 十七日△營業部會懇親會を箱根強羅ホテルにて催す。
- 廿 日△映聯事務所にて製作部會東西聯合打合せ會開催す。
- △東京會館に於て、内務省映畫檢閲當局と「映畫製作、興行時間」制限に關し懇談會を開催す。
- 廿二日△「みさを」にて、日本ニュース配給委員會を開催す。
- 廿四日△製作部會群馬縣廳に警察部長館林氏を訪問す。
- 廿五日△朝鮮映畫令施行細則公布さる。
- 八月一日△映聯事務所にて文化映畫部會開催す。
- 一、再檢古物取扱ひに關する件

- 六 日△映聯事務所にて定例製作部會開催す。
- 七 日△映聯事務所にて定例營業部會開催す。
- 九 日△午後三時より映聯事務所にて臨時理事會及び營業部會開催す。
- 一、製作及び興行時間制限の件
- 十日△映聯事務所にて臨時理事會及び營業部會開催す。
- 一、製作及び興行時間制限の件
- 十二日△映聯事務所にて臨時理事會及び營業部會開催す。
- 一、製作及び興行時間制限の件
- 十三日△大都映畫社の中出により映聯事務所にて緊急理事會を開く。
- 一、製作及び興行時間制限の件
- 十四日△映畫業界代表内相と官邸にて懇談す。
- 十五日△東京會館にて文部省映畫關係當局と懇談す。
- △製作部會新體制に關し協議す。
- 一、シナリオ檢閲の件
- 一、十日前申請の件
- △「國廻家」にて日本ニュース配給委員

- 十九日△日本文化映畫協會事務所移轉し來る。
- 廿六日△映聯事務所にて製作及び營業部會開催す。
- 一、シナリオ檢閲の件
- 一、十日前申請の件
- 一、關西支部聯絡の件
- 九月四日△映聯事務所にて定例營業部會開催す。
- 一、封切日に關する件
- 一、日本ニュースの件
- 一、滿映の件
- 一、第一劇場の件
- △中央亭に林廣吉氏を招き大政翼賛運動に關し懇談す。
- 五日△映聯事務所にて定例文化映畫部會開催す
- 一、部會存続の件
- 六 日△東京會館に於て内務當局映畫業者を招致し製作制限案を内示す。
- 七 日△大日本映畫協會々議室にて、製作部會東西合同會を催し、内務省渡邊事務官と懇談す。

- 十一日△映聯事務所にて定例理事會開催す。
- 一、製作制限に關する件
- 十二日△映聯事務所にて臨時營業部會開催す。
- 一、輸出品(關東洲、滿、支)價格調制に關する件
- 十三日△東京會館に於て、内務當局映畫業者を招致し、製作制限に關し最後の協議を爲す。
- 十八日△故北白川宮殿下御葬儀。謹みて各興行場休場す。
- 十九日△映聯事務所に於て日本ニュース配給委員會開催す。
- 廿四日△映聯事務所にて臨時營業部會開催す。
- 一、十日前申請の件
- 一、内務省受檢人控室に於ける各社受檢人懇親會補助の件
- 一、北海道に於ける映畫貸貸料の件
- 廿五日△映聯事務所にて理事會開催す。
- 一、北海道に於ける映畫貸貸料の件
- 卅 日△映聯事務所に於て營業部會開催す。
- 一、北海道に於ける映畫貸貸料の件
- 十月一日△映畫法實施紀念日。

- 二 日△映聯事務所にて營業部會開催す。
- 一、業界通信新聞の件
- 一、惡質館主に對する共同對策の件
- 一、部會懇親會の件
- 十月七日△映聯事務所にて定例製作部會開催す。
- 一、映協専門委員の件
- 九 日△映聯事務所にて定例理事會開催す。
- 一、大賣映畫の件
- 一、フィルム輸送に關する件
- 一、寄附金に關する件
- 一、映寫技士定員に關する件
- 廿三日△映聯事務所にて第二理事會開催す。
- 一、各種寄附金取扱ひに關する件
- 一、文化映畫部會擴大の件
- 一、文化映畫配給に關する件
- 一、業界通信雜誌の件
- 十一月六 日△映聯事務所にて定例營業部會開催す。
- 一、映協より移牒の撮影機輸入に關する件
- 一、宣傳部會と協議の件
- 一、興行者協會の件

〃 七日△映聯事務所にて定例製作部會開催す。

一、大寶映畫の件

一、電力制限に關する件

〃 九日△芳蘭亭にて宣傳部會開催す。

一、劇映畫製作社綜合宣傳雜誌刊行に關する件

〃 十二日△映聯事務所にて宣傳部會開催す。

一、綜合宣傳雜誌の件

〃 十三日△映聯事務所にて定例理事會開催す。各社

宣傳部代表出席す

一、劇映畫宣傳部會設置の件

一、綜合宣傳雜誌「映畫」書發行の件

一、大東亞映畫大會開催の件

一、東和商事合資會社加盟の件

〃 十四日△映聯事務所にて宣傳部會「映畫」編輯委員會を開催す。

一、映畫雜誌廣告料金の件

一、同盟通信購讀料の件

一、東亞映畫大會開催に關する件

〃 十五日△映聯事務所にて宣傳部會開催す。

一、各種映畫雜誌廣告に關する件

五六

〃 十六日△映聯事務所にて映畫編輯委員會開催す。

〃 十八日△映聯事務所にて「映畫」編輯委員會を開催す。

〃 廿日△製作部會日活所長藤田平二氏歡迎會を熱海にて開催す。

〃 廿一日△映聯事務所にて日本ニュース配給委員會開催す。終了後緊急營業部會を催す。

一、臺灣に於ける配給統制機構設置對策の件

一、新年封切日の件

一、アトラクションの件

一、映畫在庫品目録の件

△芳蘭亭にて「映畫」の件にて會合す。

〃 廿五日△映聯事務所にて理事會營業部會及び製作部會の合同會議を開催す。

一、生フィルム數量制限に關する件

一、新聞社對通信聯絡の件

一、同盟通信の件

一、共同報道機關設置の件

一、試寫に關する新聞社との聯絡の件

〃 廿七日△映聯事務所にて文化映畫部會開催す。

一、生フィルム制限に關する件

不破情報官出席同伴に關し詳細なる説明を爲す。

〃 廿九日△映聯代表不破情報官を訪問「生フィルム制限問題」に關し懇談す。

△「寶や」にて同盟通信社演藝部關係幹部連

映聯宣傳部會を招待し懇談す。

〃 卅日△映聯事務所にて營業部會、製作部會及び文化映畫部會合同會議開催す。

一、生フィルム制限に關する件

〃 十二月二日△映聯事務所にて文化映畫部會開催す。

一、生フィルム制限に關する件

〃 四日△映聯事務所にて營業部會開催す。

一、生フィルム制限に關する件

〃 六日△映聯事務所にて製作部會、營業部會及び文化映畫部會合同會議開催す。

一、生フィルム制限に關する件

一、生フィルム絶對必要數量算定の件

一、新春興行替日の件

〃 七日△映聯事務所にて宣傳部會開催す。

〃 十日△映聯事務所にて東西聯合部會開催す。

一、生フィルム制限の件

一、年末申請日締切の件

一、技能審査日變更の件

〃 十一日△映聯事務所にて定例理事會開催す。

一、民需フィルム標準使用數量の件

一、生フィルム前借の件

一、映協機構に關する件

〃 十二月二日△湯河原にて文化映畫部會懇親會開催す。

〃 十四日△映聯事務所にて宣傳部會開催す。

一、同盟通信に關する件

一、業界誌に關する件

△映聯事務所にて製作部會及び營業部會合同會議開催す。

一、映協機構の件

一、新春興行替日の件

〃 廿日△湯河原にて宣傳部會及び「映畫」編輯委員會合同懇親會開催す。

五七

廿四日△映聯事務所にて宣傳部會開催す、

- 一、同盟通信に關する件

廿七日△映聯事務所にて營業部會開催す。

- 一、業界誌に關する件
- 一、民需用絶對必要生フィルム數量を當局に提出するの件
- 一、昨年一月以降三月迄の生フィルム割當の件
- 一、外國向映畫製作の件
- 一、映協改組問題に關する件

昭和十六年

一月八日△映聯事務所にて定例理事會開催す。

- 一、定例理事會期日通知に關する件
- 一、業界紙廢刊後私信の通信に關する件
- 一、映協機構擴大問題検討に關する總會開催の件
- 一、生フィルム割當に關し商工省化學局佐藤技手より説明を求められたる件

一、大寶映畫社名稱變更の件

- 一、營業部會附議の件

十三日△映聯事務所にて大都映畫及大寶映畫兩社の申出により臨時理事會及び營業部會合同會議開催す。

- 一、生フィルム割當てに關する件
- 一、映協機構擴大に關する件

十五日△映聯事務所にて各社代表不破情報官、中野事務官、杉浦社會教育官及び佐藤技手と「生フィルム問題」に關し懇談す。

十六日△映聯事務所にて劇映畫十社代表「生フィルム問題」に關し懇談す。

- △映聯事務所にて緊急理事會開催す。

十八日△各社代表内閣情報局に不破情報官を訪ね「生フィルム問題」に關し懇談す。

- 一、生フィルム割當に關する件

廿三日△映聯事務所にて宣傳部會開催す。

- 一、「新映畫」グラヴィヤ廣告料金の件
- 一、「映畫」廣告代理業者保證金の件
- 一、同盟通信の件

七月七日△映聯事務所にて宣傳部會開催す。參會者少く流會す。

十二月十二日△映聯事務所にて定例理事會開催す。

- 一、興亞映畫社名變更の件
- 一、寄附金の件
- 一、合同通信の件

十八日△映聯事務所にて營業部會開催す。

- 一、各種寄附金の件
- 一、陸軍省報道部より依頼されたる戰陣訓の件
- 一、共同上映の件
- 一、撮影所電力問題の件
- 一、翼贊會移動文化協會の件

廿四日△映聯事務所にて臨時製作部會開催す。

- 一、江口、鶴田兩氏歡迎の件
- 一、電力問題の件

廿六日△映聯事務所にて理事會開催す。

- 一、映協改組に關する件
- 一、日本文化中央聯盟の件
- 一、滿映招待視察旅行の件
- 一、萃北電影公司の件

二月四日△映聯事務所にて文化映畫部會開催す。

- 一、各種印刷物に對する件
- 一、雑誌「文化映畫」廣告の件
- 一、「映畫」廣告の件
- 一、部會懇親會の件
- 一、映協改組問題の件

五日△映協にて、各社營業、製作關係代表者、内務、文部及び情報局映畫關係官と懇談す。

△映聯事務所にて營業部會開催す。

- 一、大政翼贊會主催移動文化協會の件
- 一、興行者協會通達の件
- 一、臺灣映畫配給統制機關の件
- 一、東京府中等保導協會より依頼の件
- 一、東京府傷痍軍人會支部より依頼の件

六日△映協にて委員連「改組問題」に關し協議會を開催さる。

- △映聯事務所にて製作部會開催す。
- 一、大政翼贊會文化部と懇談の件
- 一、映協改組問題に關する件

- 〃 廿八日△伊東にて文化映畫部會懇親會を催す。
- 三月四日△映聯事務所にて文化映畫部會開催す。
 - 一、文化映畫配給統制問題の件
- 〃 五日△映聯事務所にて營業部會開催す。
 - 一、陸軍省報道部より上映方依頼の「戰陣訓」の件
 - 一、移動文化協會使用十六ミリ映畫に關する件
- 〃 六日△映聯事務所にて製作部會開催す。
 - 一、電力問題陳情書の件
 - 一、部會懇親會の件
- 〃 七日△映聯事務所にて宣傳部會開催す
 - 一、興行者協會通牒の件
- 〃 十二日△映聯事務所にて理事會開催す。
 - 一、各種寄附金取扱ひ方に關する件
 - 一、合同通信購讀料金の件
 - 一、私信的通信對策の件
 - 一、同盟通信演藝關係幹部と懇談の件
 - 一、移動文化協會の件
 - 一、文化映畫配給一元化問題の件
- 〃 十四日△映聯事務所にて宣傳部會開催す。

- 六〇
- 〃 十五日△大政翼賛會宣傳部と營業部會「移動文化協會」の件に就き懇談す
 - △熱海にて製作部會懇親會を催す。
 - 〃 廿日△映聯事務所にて宣傳部會開催す。
 - 一、興行者協會通牒の件
 - 〃 廿七日△映聯事務所にて營業部會開催す。
 - 一、部會申合せ事項
 - 一、四月以降の生フィルム割當數量の件
 - 〃 四月四日△宣傳部會映聯會議室に於て。
 - 一、移動文化協會に關する件
 - 一、静岡縣映畫協會寄附金の件
 - 一、滿映招待旅行の件
 - 一、日活提案の件
 - 一、群馬縣に於ける盜映問題に關する件
 - 一、部會懇親會の件
 - 〃 四月四日△宣傳部會映聯會議室に於て。
 - 一、新聞廣告行數の件
 - 一、雜誌「映畫」に關する件
 - 〃 七日△製作部會映聯會議室に於て。
 - 一、雜誌「映畫」に關する件
 - 〃 八日△營業部會映聯會議室に於て。

- 〃 一、映畫「戰陣訓」使用料に關する件
- 〃 四月以降に於ける「生フィルム」割當に關する件
- 〃 一、映聯解消後に於ける業者團體結成の件
- 〃 一、日活對三葉興行紛争事件に關する件
- 〃 一、朝鮮に於ける配給統制問題の件
- 〃 一、映畫協會改組問題に關する件
- 〃 一、大政翼賛會主催方移動文化協會に對する原畫貸出しの件
- 〃 九日△雜誌「映畫」に關する會議映聯會議室に於て。
 - △理事會映聯會議室に於て。
 - 一、臺灣に於ける配給統制問題に關する件
 - 一、讀賣新聞映畫奉公隊に關する件
 - 一、映畫協會改組問題に關する件
 - 一、同盟通信に關する件
 - 一、滿映、華北電影に關する件
- 〃 十日△文化映畫部會映聯會議室に於て。

- 〃 十五日△臨時營業部會映聯會議室に於て。
 - 一、群馬縣野中興行部に關する件
 - 一、各社「在庫品目錄」作成に關する件
 - 一、讀賣映畫奉公隊に關する件
- 〃 五月一日△文化映畫部會映聯會議室に於て。
- 〃 二日△理事會營業部會合同會議映聯會議室に於て。
 - 一、臺灣配給統制問題に關する件
- 〃 六日△製作部會映聯會議室に於て。
 - △映聯定時總會丸ノ内中央亭に於て。
- 〃 十三日△日本映畫社、理事會及營業部會合同會議映聯會議室に於て。
 - 一、地方に設置せらるゝ、興行者協會に對する寄附金の件
 - 一、讀賣奉公隊の件
 - 一、翼賛會宣傳部主催移動文化協會の件
- 〃 十四日△營業部會映聯會議室に於て。
 - △理事會映聯會議室に於て。
 - 一、營業部會提案處理の件
 - 一、各種寄附金取扱の件

- 一、社團法人日本映畫社加盟の件
- 五月廿四日△營業部會映聯會議室に於て。
 - 一、支那事變紀念日興行に關する件
- 廿八日△營業部會映聯會議室に於て。
 - 一、支那事變紀念日興行に關する件
- 卅一日△情報局に於て營業部會不破情報官と懇談す。
 - △大政翼賛會々議室に於て移動文化協會の件にて會合す
- 六月六日△製作部會映聯會議室に於て。
- 七日△宣傳部會映聯會議室に於て。
 - 一、内務省より通達の件
- 一、雜誌「映畫」に關する件
- △營業部會映聯會議室に於て。
 - 一、支那事變紀念日興行番組の件
 - 一、七月番組替日の件
- 十日△營業部會映聯會議室に於て。
 - 一、支那事變紀念日興行番組の件
 - 一、各府縣に設置せらるゝ、興行者協會に對する寄附金の件
 - 一、七月以降に於ける「生フィルム」配

- 給の件
- 六二
- 十一日△理事會映聯會議室に於て。
- 十二日△營業部會映聯會議室に於て。
 - 一、支那事變紀念日興行各社合同廣告の件
- 十四日△宣傳部會映聯會議室に於て。
 - 一、支那事變紀念日興行廣告の件
 - 一、新聞廣告の件
- 廿三日△製作部會映聯會議室に於て。
 - 一、撮影所従業員登録に關する件
 - 一、アトラクション問題
 - 一、電力使用に關する件
- 廿五日△理事會、營業部會合同會議映聯會議室に於て。
 - 一、七月以降に於ける生フィルム割當に關する件
- 七月七日△製作部會映聯會議室に於て。
- 九日△理事會映聯會議室に於て。
- 八月六日△製作部會映聯會議室に於て。
 - 一、東西部會聯合會開催の件

- 七日△營業部會映聯會議室に於て。
 - 一、内務省各社受檢人控室の件
 - 一、國産フィルム性能に關する件
 - 一、映畫檢閲申請日に關する件
 - 一、九月以降生フィルム配給の件
 - 一、日本移動文化協會の件
- 十一日△理事會映聯會議室に於て。
 - 一、民需用生フィルム配給に關する件
- 十五日△宣傳部會映聯會議室に於て。
 - 一、廣告料値上に關する件
 - 一、興行場に於けるポスターに關する件
- 十六日△新體制問題起る（前掲新體制日誌乞御參照）
 - 一、興行場に於けるポスターに關する件
 - 一、滿映渡し「プリント」に關する件
 - 一、映畫界臨戰體制に關する件
- 九月三日△營業部會映聯會議室に於て。
 - 一、全國興行者有志代表より申込まれたる件
- 五日△營業部會映聯會議室に於て。
 - 一、全國興行者有志代表より申込まれたる件
- 六日△製作部會映聯會議室に於て。
 - △宣傳部會映聯會議室に於て。

- 一、映畫界臨戰體制問題に關する件
- 九月十日△製作部會映聯會議室に於て。
 - 一、映畫界臨戰體制問題に關する件
- 廿二日△第一次新體制總務委員會開催。
- 廿四日△宣傳部會映聯會議室に於て。
 - 一、雜誌「映畫の友」廣告料に關する件
- 廿五日△製作委員會、營業部會合同會議映聯會議室に於て。
 - 一、生フィルム配給に關する件
- 三十日△製作委員會映聯會議室に於て。
 - 一、企劃審議會設置に關する件
- 十月三日△製作委員會映聯會議室に於て。
 - 一、企劃審議會設置に關する件
- 七日△製作委員會映聯會議室に於て。
- 八日△理事會映聯會議室に於て。
- 十日△製作委員會映聯會議室に於て。
 - 企劃審議會設置に關する意見書を關係官廳に提示す。
 - △營業部會映聯會議室に於て。
 - 一、朝鮮、樺太に於ける配給統制組合設置に關する件

- 一、北海道に於ける各種寄附金取扱ひに關する件
- 〃 卅一日△宣傳部會映聯會議室に於て。
 - 一、報知新聞廣告料値上げの件
 - 一、電化工業新聞文化版廣告の件
- 十一月六日△宣傳部會映聯會議室に於て。
- 〃 七日△製作委員會映聯會議室に於て。
 - 一、劇映畫製作社統合に關する件
 - 一、新體制映畫に關し當局と懇談の件
 - 一、俳優養成所に於ける人員募集の件
- 〃 廿一日△營業部會映聯會議室に於て。
 - 一、對滿映契約に關する件
 - 一、生フィルム配給に關する件
 - 一、北海道に於ける各種寄附金取扱ひに關する件
- 〃 廿七日△理事會映聯會議室に於て。
 - 一、生フィルム配給促進に關する件
 - 一、映畫配給機構に關する件
- 十二月四日△「生フィルム配給促進に關する意見書」を關係官廳に提出す
- 十二月五日△宣傳部會映聯會議室に於て。

昭和十七年

- 〃 六日△製作委員會映聯會議室に於て。
 - 一、トラック運送に關する件
 - 一、俳優藝名に關する件
 - 一、脚本事前檢閲に關する件
 - 一、生フィルム配給に關する件
 - 一、撮影所従業員引抜きに關する件
- 〃 八日△英米に對し宣戰の大詔煥發さる。
 - △情報局に對しトラック運送に關し陳情書を提出す
- 〃 十一日△營業部會情報局に不破、伊奈兩情報官を訪問し生フィルム問題に關し懇談す
- 〃 十二日△營業部會再び情報局を訪問す
- 十二月廿七日△營業部會映聯會議室に於て。
 - 一、滿映渡し「プリント」保険料に關する件
 - 一、滿映に關する件
 - 一、中華映畫社に關する件
 - 一、南洋映畫協會に關する件
 - 一、トラック運送に關する件

- 一月十二日△營業部會映聯會議室に於て。
 - 不破情報官出席懇談す。
 - 一、二月以降生フィルム配給に關する件
 - 一、トラック運送に關する件
- 〃 十五日△理事會、營業部會、製作委員會合同會議丸ノ内中央亭に於て。
 - 一、生フィルム配給の件
 - 一、企劃審議會の件
 - 一、映寫機に關する件
 - 一、映畫協會改組に關する件
- 〃 十九日△營業部、會製作委員會合同會議映聯會議室に於て。
 - 一、生フィルム配給に關する件
 - 一、映寫機械に關する件（映寫機械商工會顧問桑野氏出席種々説明す）
 - 一、雇入制限強化による、エキストラの件
 - 一、撮影所従業員移動防止の件
- 〃 二十日△宣傳部會映聯會議室に於て。
- 二月五日△營業部會映聯會議室に於て。
 - 一、營業部會存續問題に關する件

- 二月六日△製作委員會映聯會議室に於て。
 - 一、滿映との契約に關する件
 - 一、映畫俳優協會主催金興行に關する件
 - 一、トラック問題に關する件
 - 一、音楽著作權使用料に關する件
 - 一、生フィルム配給に關する件
 - 一、製作委員會存續に關する件
 - 一、南方映畫に關する件
- 〃 七日△宣傳部會映聯會議室に於て。
 - 一、社団法人日本宣傳文化協會より移牒の件
 - 一、慰問袋作製の件
- 〃 十二日△トラック運送問題解決す。映畫關係事業運輸順位は「重要物資」として取扱ふ事となる
- 三月六日△製作委員會映聯會議室に於て。
 - 一、トラック問題に關する件
 - 一、音楽著作權に關する件
 - 一、生フィルム配給に關する件
 - 一、製作社と配給社との關係の件

- 一、南方映畫に關する件
- 一、社團法人映畫配給社より依頼の件
- 一、技能審査に關する件
- 〃 十一日△理事會映聯會議室に於て。
 - 一、主事笠原氏退職に關する件
 - 一、社團法人映畫配給社より依頼の件
 - 一、未收會費取扱に關する件
 - 一、大日本映畫製作株式會社加盟の件
- 三月 十二日△宣傳部映聯會議室に於て。
 - 一、映畫旬報廣告に關する件
 - 一、日映、配給社との連絡に關する件
 - 一、配給社に提供すべき宣傳資料の件
- 四月 一日△社團法人映畫配給社、大日本映畫製作株式會社共に業務開始す
- 〃 十一日△宣傳部映聯會議室に於て。
 - 一、社團法人日本宣傳文化協會より申込まれたる寄附金取扱の件
- 〃 十四日△懇談會九ノ内中央亭に於て。
 - 一、大日本映畫協會改組に關する件
- 〃 二十日△製作委員會熱海に於て。
 - 一、専門委員會機構に關する件

- 〃 廿二日△理事會映聯會議室に於て。
 - 一、映聯、映協合流に關する件
 - 一、職員退職金支給其の他に關する件
- 〃 廿四日△製作委員會映聯會議室に於て。
 - 一、劇映畫製作専門委員會設置に關する件
 - 一、音楽著作權に關する件
- 五月 十五日△箱根湯本「吉池」にて解散總會を開催す

關西支部事業日誌

(自昭和十五年三月至昭和十六年四月)

昭和十五年

- 三月 一日△製作部會創設委員會を開催、部會創設の趣旨、技能證明書發行規定、演技者養成所の設置、檢閲當局との聯絡、著作物使用料問題等につき協議し、今後毎月一回部會を開く事を決議す。
- 〃 四日△宣傳部會を開催、東寶加入の件及び東京記者入浴の件につき協議す。
- 〃 八日△關西支部設立懇談會を開催、理事長及び

理事を左の如く決定す。

- 理事長(松竹) 常務理事(東寶) 會計監督理事(ローラーコンパニー) 理事(日活、新興、大都、全勝)
- 〃 十日△製作部會を開催。從來松竹、新興、日活三撮影所首腦部を以て組織されたる「二十日會」を聯合會創立と同時に解散する事を決議し、引き続き技能審査手續問題新興東京撮影所に於ける俳優轉出問題等につき協議す。
- 〃 十三日△理事會を開催、定款、専門部會(製作、營業、機械)の設置、支部會費、經費豫算等を決定す。
- 〃 十九日△製作部會を開催、技能審査問題につき協議し、寶塚映畫製作所の支部加盟を承認す。
- 四月 六日△營業部會を開催、常設館との契約について、及び朝鮮興行組合に對する抗議について協議す。
- 〃 十日△製作部會を開催、映畫協會の専門委員問題、時俳優雇傭問題、馬匹使用料問題

等につき協議す。

- 〃 十四日△日活貴賓室に内務省渡邊事務官を迎へて懇談會を開催す。
- 〃 十五日△理事會を開催、大日本活動寫眞協會及び六社聯盟の解散宣言文案の起草につき協議し、寶塚映畫製作所及び日本文化研究所の支部加入を承認す。
- 〃 十八日△青少年雇傭制限懇談會を開催、佐々木職業紹介所長を中心に同令につき説明を聴き懇談す。
- 〃 廿六日△宣傳部會を開催。
- 〃 廿七日△製作部會を開催、俳優養成所問題、映畫協會専門委員會問題につき協議す。
- 五月 二日△宣傳部會開催。
- 〃 四日△製作部會を開催、養成所設置に關する具體的細目につき協議す。
- 〃 七日△營業、宣傳部會を開催。ニュース映畫社時刻制限問題等につき協議す。
- 〃 十七日△營業部會を開催、ニュース映畫、フィルム鐵道輸送興業組合に對する寄附、京城府晝夜二部制等に關する諸問題につき協議す。

- 議す。
- 〃 廿日△理事會を開催、ニュース映畫、興業組合に對する寄附、京城府晝夜二部制、支部事務員備入等の問題につき協議す。
- 六月 四日△製作部會を開催、エキストラ料金につき協議し、養成所共同教室を昭和ビル内に設置する事を決定す。
- 〃 七日△營業部會開催。
- 〃 十九日△理事會を開催、太秦發聲、短篇映畫社の加盟を承認す。
- 〃 廿四日△理事會開催。
- 七月 一日△養成所共同教室開所式を舉行す。
- 〃 二日△營業部會を開催、ニュース映畫配給につて協議す。
- 〃 六日△營業部會開催。
- 〃 九日△宣傳部會開催。
- 〃 十六日△理事會開催、映寫機に關する商工省の制限法案その他につき協議す。
- 八月 一日△定期技能審査が本日より三日間執行せらる。
- 〃 八日△理事會開催、内務省製作興行制限に對す

- 〃 廿三日△製作部會開催、新體制に伴ふ檢閲強化、製作制限、質的向上等の諸問題及び青少年備入問題につき協議す。
- 九月 三日△製作營業部會開催、支部活動の批判、當局の新方針等につき協議す。
- 〃 十九日△宣傳部會開催。
- 〃 廿九日△共同教室第一回卒業式
- 十月 三日△理事會開催、撮影所技術者養成所問題、極東キネマ改名問題、日本映畫科學研究所の入會問題等につき協議す。
- 〃 十九日△技能審査委員慰勞會を開催審査員一同と各所長、各理事出席す。
- 十一月 五日△宣傳部會開催。
- 〃 八日△理事會開催、フィルム輸送に對する鐵道省の注意につき協議す。
- 〃 十二日△製作部會開催。大寶映畫を中心として懇談し、各撮影所の幹部員動ありたるにつき紹介す。
- 〃 十八日△理事會開催、臺灣映畫配給統制會社創立につき協議す。

六八

- 〃 〓制限問題につき協議す。
 - 十二月 二日△宣傳部會開催。
 - 〃 三日△理事會開催、生フィルム制限、正月興行臺灣映畫等の諸問題につき協議す。
 - 〃 五日△製作部會開催、フィルム對策問題につき協議す。
 - 〃 十一日△營業部宣傳部會開催。
 - 〃 十二日△東寶上野常務理事中華映畫入のため、六時より大阪に於て壯行會を開催す。
 - 〃 十六日△營業部會開催、營業時間、フィルム輸送方法等につき協議す。
- 昭和十六年
- 一月 六日△共同教室始業式。
 - 〃 廿三日△宣傳部會開催。
 - 〃 廿七日△製作部會開催、映協改組問題、生フィルム配給問題中野事務官歡迎等につき協即す。
 - 二月 二日△共同教室第二期卒業式。
 - 〃 八日△本日より一週間第三回技能審査始まる。
 - 〃 九日△技能審査のため内務省中野事務官及び文

- 三月 十七日△理事會開催、支部創立一周年記念懇談會とし、業界の今後とるべき方針につき意見交換す。
- 〃 △宣傳部會午後五時より開催す。
- 四月 二日△共同教室入所式。
- 〃 七日△理事會を開催、臺灣及朝鮮に於ける統制會社設置に對する對策を協議す。
- 〃 十二日△臺灣警務局秋元事務官を中心として臺灣統制會社創立の主趣及希望を聽き聯合會加盟映畫會社は一致の行動を執る建前よりして改めて協議會を開催することゝなつた。

大日本映畫事業聯合會事業誌(終)

933
281

日	月	年	號	冊
933	28	1	28	1
大日本映畫事業聯合會事業誌				
製本控				
備考備				

後記

大日本映畫事業聯合會の事績は問題を主に取扱つたので、順序は強ち年代を追つてゐない。また聯合會の前身であつた大日本活動寫眞協會の事績も併録することに、急に變更したので排列は益々前後した形となつたが、事件發生の年代は、兩時代を一貫した『事業年表』に依據せられたい。

.....☆.....

大日本活動寫眞協會の記録に當つては、當時常務理事として盡瘁された桑野桃華先生の談話に據る處が多い。厚く御禮を申上げる。

.....☆.....

尙、詳細な記述を必要とした問題の記載洩れ、或は事實を誤る點あらば、それは編者の責任である。茲にその宥恕を乞ひ置く次第である。(江畑茂夫)

大日本映畫事業聯合會

東京市麴町區丸ノ内一丁目八ノ五

- 日本活動寫眞株式會社
 - 日本光音工業株式會社
 - 東寶映畫株式會社
 - 東亞電機株式會社
 - 理研科學映畫株式會社
 - 株式會社 長瀬商店
 - 株式會社 東洋現像所
 - 株式會社 藝術映畫
 - 株式會社 小西
 - 大都會映畫株式會社
 - 富士寫眞フィルム株式會社
 - 合資會社 横濱シネマ會
 - 合資會社 KSTキー製作所
 - 朝日映畫製作株式會社
 - R.C.A. フォトフォン部
 - 松竹株式會社
 - 新興キネマ株式會社
 - ピクタローヤル株式會社
- (解散當時に於ける會員 イロハ順)

933
284

終